

第二十二回国 参議院大蔵委員会會議録第六号

昭和三十年五月十七日(火曜日)午後一時四十五分開会

委員の異動

五月十三日委員河合義一君辭任につき、その補欠として菊川孝夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君
理事 西川甚五郎君
山本 米治君
土田国太郎君
平林 剛君

委員

青柳 秀夫君
木内 四郎君
片柳 眞吉君
岡 三郎君
菊川 孝夫君
天田 勝正君
中川 幸平君
木村福八郎君

政府委員

大蔵政務次官 藤枝 泉介君
大蔵省主計 同法規課長 村上孝太郎君
事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員 小田 正義君
会専門員

説明員

大蔵省主税局 塩崎 潤君
税制第二課長 大蔵省銀行 谷村 裕君
局総務課長

本日の會議に付した案件

○昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○地方道路税法(内閣送付、予備審査)

○砂糖消費税法(内閣送付、予備審査)

○輸入品に対する内國消費税の徴収等に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○國稅徵收法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○租稅特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(青木一男君) これより委員會を開きます。

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案、地方道路税法、砂糖消費税法、輸入品に対する内國消費税の徴収等に関する法律案、國稅徵收法の一部を改正する法律案、租稅特別措置法等の一部を改正する法律案、いずれも予備審査の七法律案を一括議題として、政府より提案理由の説明を徴取いたしました。藤枝政務次官。

○政府委員(藤枝泉介君) ただいま議題となりました昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案は、六法律案につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

先ず昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和二十八年及び昭和二十九年におきましては、國債の償還等に充てるための資金の繰入の特例といたしまして、國債の元金償還に充てるため一般會計から繰り入れるべき金額は、財政法第六條の規定による前年度の歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一相当額にとどめ、國債整理基金特別會計法第二條第二項の規定による前年度首國債總額の一万分の百十六の三分の一相当額の繰入は、これを要しないものとすることともに、日本國有鉄道及び日本電信電話公社が日本國有鉄道法施行法第九條又は日本電信電話公社法施行法第八條の規定により政府に対し負う債務の償還元利金は、國債整理基金特別會計に受け入れ、当該金額について一般會計から繰入があつたものとみなす特別の措置が講ぜられました。また、昭和三十年の四、五月分の暫定予算の期間中におきましては、さきに御審議を経て成立いたしました「國債整理基金への繰入及び補助金等に関する

特例の期限を変更するための法律」第一條の規定により、暫定的に、これらの措置が引き続いて講ぜられてきたのでありますが、昭和三十年度につきましても、財政の状況にかんがみ、かつ、經理の簡素化をはかるため、年度を通じて右と同様の措置を講ずることが適當であると認め、さきに提出いたしました昭和三十年度の本予算にあわせて所要の法的措置をはかることとしたものとすることを申し上げます。

次に日本輸出入銀行は、昭和二十五年十二月二十八日に設立されて以来、プラント輸出を中心とする輸出入金融を適切に行い、わが國貿易の振興に格段の寄与をいたして参つておりますことは、御承知の通りであります。

本年三月末における日本輸出入銀行の融資残高は、二百四十七億圓に達しておるものでありますが、なお、東南アジアをはじめとして、海外からのプラント輸出等の引き合は、現在すでに相當の額に上つてゐるほか、最近のプラント輸出契約の事例をみますと、その契約条件は、依然として長期化の傾向にあり、従ひまして、日本輸出入銀行の融資を必要とする事業は、累増する見通しであります。

昭和三十年度における日本輸出入銀行の融資見込額といたしましては、年度内融資四百八億圓、年度末融資残高見込み五百五億圓と推算いたしておりますが、現在の資金量は資本金二百十億圓、借入金八十億圓合計二百九十億圓でありまして、この資金量をもって

しては、當然、不足を来しますので、本年度中に新たに、産業投資特別會計から百四十億圓、資金運用部から八十億圓、合計二百二十億圓の資金を供給することといたしたのであります。

この産業投資特別會計からの百四十億圓は、同特別會計からの出資金とすることになつておりますので、日本輸出入銀行の資本金を、百四十億圓増加して三百五十億圓といたしたのであります。

次に地方道路税法は三法律案につきまして申し上げます。

政府は、國民生活の安定及び資本蓄積の促進に資する等のため、所得税及び法人税の軽減合理化を図ることとし、さきに所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案を提案したのでありますが、更に道路整備五カ年計画の実施に伴う地方道路財源の充實をはかるため地方道路税を創設するとともに、現下の經濟情勢等に応じて砂糖消費税法の全文の改正、輸入品に対する内國消費税の徴収等に関する規定の整備及び延滞加算税額等の率の引下げを行うこととし、ここに關係法律案を提出することとした次第であります。

以下、順次各法律案についてその大要を申し上げます。

まず、地方道路税法におきましては、國の道路整備五カ年計画の実施に伴う地方団体の道路整備所要財源の増加等の状況に対処するため、都道府県

等の道路財源に充ててを目的とし、製造場又は保税地域から揮発油を引き取る者その他揮発油税を徴収されることとなる者に対し、揮発油一キロ・リットルにつき四千円の税率の地方道路税を課することとしたており、す。もつとも、この地方道路税の創設に伴い、揮発油税の現行税率一キロ・リットルにつき一万三千円を一万一千円に引き下げることとしておりますので、揮発油税及び地方道路税の総合負担は、揮発油一キロ・リットルにつき一万五千円となり、現行より二千円の増加となりますが、揮発油税及び地方道路税の収入が道路整備の費用に充てられること等の事情を考慮し、さらに、最近における地方財政の状況、特に道路費の増加の地方負担に及ぼす影響等にかえりみれば、地方道路財源充実に、この程度の増徴もやむを得ないと考えている次第であります。

地方道路税は、同じく揮発油の引き取り等に対して課される揮発油税にあわせて徴収し、又はあわせて還付もしくは充当を行ふ等、できるだけ徴収手続が複雑とならないよう所要の規定を設けております。

なお、地方道路税収入の全額は、都道府県等に譲与されるわけであり、その譲与に関する法律は、別途御審議をお願いすることとなっております。

次に砂糖消費税法案について御説明申し上げます。

この法案は、最近における税法の立法例にならい、砂糖消費税法の全文を口語体に改めつつ、所要の規定を整備し、その明確化をはかるとともに、その内容についても若干の改正を行おうとするものであります。いま、その主な点について説明いたしますと、第一に、たる入れ黒糖及びたる入れ白下糖以外の含みつ糖については、糖度区分による大幅な税率の差異に伴う人為的な品質の低下等を是正するとともに、含みつ糖の適正な税負担を実現するため、従来、糖度が八十度を超えないものは百斤につき九百五十円、その他のものは百斤につき二千五百円の税率で課税しておりましたものを、百斤につき七百五十円の税率一本で課税することに改めております。なお、最も普通に消費される分みつ白糖に対する現行の税率は、据え置くこととしていたしております。

第二に、自家用の砂糖類のみを製造する者が製造した砂糖類並びにたる入れ黒糖及びたる入れ白下糖の製造者が自家用に消費する一定限度のたる入れ黒糖及びたる入れ白下糖については、特にこれらが零細な農家等において生産消費される事情を考慮して、砂糖消費税を免除することとしたてしております。

第三に、従来の引き取り課税制度を移出課税制度に改め、砂糖類を移出する際に砂糖消費税を徴収することとする。とともに、特にたる入れ黒糖及びたる入れ白下糖を製造している者については、手続の簡素化をはかるとともに、毎月製造場から移出した砂糖類に対する砂糖消費税を翌月末日に徴収することとしたてしております。

次に、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律案におきましては、最近の情勢に應じ、従来、保税地域以外の場所から輸入する物品に対する内国消費税の徴収等について規定しておりました「酒税等ノ徴収ニ関スル法律」の規定を全面的に整備いたすとともに、外交官が輸入する物品等関税を免除される輸入物品に対して内国消費税を免除する規定を設けるほか、輸入物品に対する内国消費税の賦課、徴収等について規定の明確化をはかっているものであります。なお、輸入物品に対する内国消費税の犯則事件について、税関の職員にも調査及び処分権限を与えることとし、犯則事件の迅速な処理を行い得る措置を講じております。

最後に、国税徴収法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。国税を正当納期限までに完納しない場合に徴収される利子税額及び滞納の国税を督促状の指定期限までに完納しない場合に徴収される延滞加算税額を計算する場合の率は、それぞれ現行日歩四銭となつておりますが、最近の金利水準等にかえりみ、これをそれぞれ日歩三銭に改めることとしたてしております。なお、これに伴ひまして、過納の国税の還付金等に附する還付加算金の率を現行の日歩四銭から日歩三銭に引き下げるとともに、国税以外の公課について徴収する延滞金の率も現行の日歩八銭から日歩六銭に引き下げることとしたてしております。

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案について、提案の理由を説明いたします。

政府は、現下の経済情勢及び国民租税負担の状況にかえりみ、昭和三十年度予算に關連いたしまして、国民生活の安定をはかり、資本蓄積の促進に資する等のために税制の改正を行うこととし、すでに所得税法の一部を改正する法律案等関係法律案を提出して御審議を願つておるものであります。さらに、今次の税制改正の一環をなすものとして、ここに租税特別措置法等の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

この法律案は、租税特別措置法及び有価証券取引税法の一部を改正しようとするものであります。まず、租税特別措置法の改正について、その大要を申し上げます。

第一に、資本蓄積の促進に資するため、次の通り改正を行うこととしたてしております。

まず、国民貯蓄の増強を図るため、本年七月一日から昭和三十三年三月末日までの間に支払を受けるべき預貯金、公社債等の利子所得に対しては、所得税を課さないこととしたてしております。預貯金等の利子所得については、現在でも相当の優遇措置が講ぜられておるものであります。民間資本蓄積の促進を図ることが急務であることに照み、今回、このような措置を講ずることとしたのであります。なお、この措置と關連いたしまして、先に述べた期間内に支払を受けるべき配当所得につきましては、所得税の源泉徴収税率を百分の十五から百分の十に軽減することとしたてしております。

次に、法人の資本構成を是正して、自己資本の充実を図り、企業経営の合理化に資するため、製造業、鉱業、建設業、運輸及び通信業等一定の事業を営む法人で本年七月一日において現存するものが、同日から昭和三十三年一月末日までの間に増資を行つた場合におきましては、増資登記の登録税の税率を千分の七から千分の一・五に軽減することとしたてしております。

増資の奨励措置といたしましては、現在すでに、増資株式に対する配当金の損金算入が認められておるものであります。この特例措置と相まちまして、自己資本の増大を容易にすることが期待されるのであります。

第二に、輸出の振興に資するため、輸出所得の一部を控除する制度について、次の通り拡充合理化を行うこととしたてしております。

まず、輸出所得による控除の限度を百分の五十から百分の八十に引き上げることとしたてしております。現在、輸出所得控除の制度は、一定の輸出取引につき、輸出取引金額の一定割合と輸出所得の百分の五十とのうちいずれか低い方の金額を課税所得から差し引くこととしておるものであります。今回、輸出所得による控除の限度を百分の八十に引き上げ、制度の合理化を図ることとしたてしております。

次に、プラントを輸出した場合に、現在、輸出取引金額による控除の割合を特によくすることとし、そのプラントの範囲はこれを法律をもって定めておるものであります。最近の輸出の状況に照み、このプラントの範囲を拡張して、油井管及び送油管、レール、送電用の裸より線並びに送電用又は通信用のケーブルについても特別の控除割合を適用することとしておるものであります。

なお、この制度は、昭和三十一年七月末日までの特例措置とされているものであります。この適用期限をさらに昭和三十三年十二月末日まで延長することとしたてしております。

第三に、住宅建設の促進に資するため、次の通り改正を行うこととしたしております。

まず、新築住宅に対する特別償却制度の拡充を図ることとしたしております。すなわち、床面積一定坪数以下の家を新築して、これを従業員住宅その他貸家の用に供したときは、現在では、その時から五年間、普通償却額の五割増の特別償却を認めることとしておりましたが、今回この制度を拡充して、本年七月一日から昭和三十三年十二月末日までの間において新築した一定の条件に該当する家屋につきましては、五年間において、普通償却額の、鉄筋コンクリート造りの家屋等耐用年数が五十年以上の家屋については二十割増、その他の家屋については十割増の特別償却を認めることとしておるのであります。この改正によりまして、たとえば、鉄筋コンクリート造りの寄宿舍、アパートなどについては、五年間に取得価額の五割余、木造家屋などについては、五年間に取得価額の七割余を償却することができるようになることとなります。

次に、地方公共団体が本年七月一日から昭和三十三年十二月末日までの間において新築した床面積が一定坪数以下の住宅の所有権保存登記につきましては、この期間内に登記を受けるものに限り、登録税を課さないこととしたしております。

また、地方公共団体、住宅金融公庫又は住宅の建築業者等が右の期間内において新築した住宅を、これらの者から取得する場合の所有権取得登記につきましては、この期間内に登記を受けるものに限り、現在自家用住宅を新築

した場合に認められている特別措置に準じ、その登録税の税率を千分の五十から千分の一に軽減することとしております。

第四に、中小企業対策の一環としてしまして、中小企業等協同組合法の規定による事業協同組合またはその連合会である一定の要件に該当するものにつきましては、現在農業協同組合の場合に認めている特別措置に準じその積立金額が出資総額の四分の一に達するまでは、その所得のうち留保した金額に対して法人税を課さないこととし、協同組合経営の基礎の健全化に資することとしたしております。

第五に、航空事業の助成のため、本年七月一日から昭和三十三年三月末日までの間を限り、航空機の乗客に対する通行税の税率を百分の二十から百分の十に軽減することとしたしております。

以上に申し上げました事項のほか、当事者間の協議により土地等が買収される場合におきまして、当該土地等が買収の申し出を拒むときは土地収用法等の規定により取用されることとなるものである場合には、現在土地収用法等によつて土地等が取用された場合について認めていると同様に、譲渡所得に対する所得税の課税を行わず、買い取りの対価を資産再評価法による再評価額とみなして、再評価税のみを課税することとする等、所要の規定の整備と簡素化を図ることとしたしております。

次に、有価証券取引税法の改正について申し上げますと、証券投資信託の信託財産に属する株券の譲渡に対する有価証券取引税につきましては、証券

投資信託の育成の見地から、現在、万分の十五の税率を万分の六に軽減して課税しており、この特別措置の適用期限が本年七月末日までとなっておりますが、証券投資信託の奨励策を引き続き講ずる必要があると考えられますので、この適用期限を、昭和三十三年三月末日まで延長することとしたしております。

以上が七法律案を提出した理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(青木一男君) 引き続いて各案について事務当局から補足説明を聴取いたします。

○政府委員(村山孝太郎君) 昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年にわたる国債整理基金に充てられるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして補足説明を申し上げます。

ただいまお手許に差し上げました新旧対照表を御覧になつていただきたいと思ひます。現行法はこの本特別国会の冒頭におきまして、四月、五月の暫定予算の審議をいたさずとくに、それに照応いたしますところの法的措置をいたしまして、五月末日まで延ばしていただいております。その際に御説明申し上げたわけでございますが、現在の国債整理基金特別会計法というものが明治三十九年にできまして、非常に古い法律でございますので、その全面的な改正の機会をねらつておりましてその全面的な改正の機会に、この特例法の三つの条文をこれに吸収しようというふうに考えておつたわけでございますが、本年度の当初

から暫定予算で始めるという事態になりましたので、いずれ本予算の編成方針がきまりましたときに、この特例法をこのままに継続していただくか、それとも新しく全面的改正をいたします国債整理基金特別会計法の中にうたいますか、いずれかにいたしますという御説明を申し上げたわけでございます。

で、今提出いたしました御審議を願つております本予算の編成方針が、結局現行法に基いて編成されるというふうな形になりましたので、本会計年度末まで延ばしていただきたいというふうな内容になっております。

この特例法は三条からなっておりますけれども、事項をいたしましては二つの点を規定しておるわけでございまして、その第一点はその第一条にございまして、一般会計から国債整理基金特別会計への減債額に関する特例でございます。御存じのように、現在国債整理基金特別会計で償還をいたしておりますが、これは特別会計が負担いたしますが、これは一般会計が負担いたしますもの、一般会計が負担いたしますもの、すべての繰上りでございまして、一般会計からの減債額は、現在のところ財政六条の、前々年度の剰余金の二分の一という規定と、この国債整理基金特別会計法の第二条第二項に書いてございまして、国債残高の百分の十六の三分の一という二つの規定が適用になっております。特別会計の方は、この百分の十六の三分の一という規定だけが適用になっております。これによつて、減債額を計算して、毎年国債整理基金特別会計に繰り入れる、この

いう形になっております。前者の一般会計からの減債額につきましては、この剰余金の二分の一と、それから百分の十六の三分の一という二つの規定が適用になっておるわけでございまして、剰余金の方は御存じのように、昭和二十八年年度の剰余金も約四百八億ございまして、その二分の一といひますと、二百四億という大きな数字になるわけでございまして、国債残高の百分の十六の三分の一と申しますと、約十七億程度の金額になるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、四千五百億程度の国債残高に對して、毎年二百億程度の剰余金の関係からの減債額だけでも、大体この調子ならまあ二十年程度で償還できるといふ、現在是非常に剰余金がたくさん出ているので、剰余金の二分の一という規定だけでも、通常の減債額から言いますと、十分な額が出て参るわけでございまして、この百分の十六の三分の一と申しますのは、大正四年当時の非常に古い規定でございます。現在ではあまり意味はないものでございまして、一般会計からの減債額については、この百分の十六の三分の一という方を停止しまして、剰余金の二分の一という方だけで減債額を繰り入れるということにしたいといふのが第一条の規定でございます。

それから第二条と第三条は、これはともに電々公社と国鉄公社のこの両公社が、特別会計として公社になります。際に、特別会計として負担しております。したところの国債を全部一般会計に肩がわりいたしました。そのかわりその国債と同じ金額、同じ条件の債務を公

社から一般会計に対して負うという、一種の三角形的経理関係が生まれたわけでございますが、この経理関係を簡素化したために、従来電々なり国鉄の両特別会計で負担しておりましたところの国債につきましましては、それは一般会計に現在承継されておりますけれども、公社から直接に国債整理基金特別会計にその償還のための繰り入れができるようにいたしたいという規定でございます。第三条は直接に国債整理基金特別会計に繰り入れることができるという規定でございます。第三条の方は、もし公社からの国債整理基金特別会計に繰り入れますというところの金額につきましては、一般会計が国債整理基金特別会計に負っておりす債務が償還されたものとみなされるという整理規定でございます。第二条及び第三条の規定がございす結果、電々及び国鉄の両公社からは、一般会計を通ずるという三角関係を經由せず、直接に国債整理基金特別会計に償還のための元利の繰り入れができるということになるわけでございます。現在提出されております予算案その他におきまして、すべてそれに沿ったところの措置が規定してあるわけでございます。そこでこの第二条、第三条関係の公社の利払期が実は来月の一日に到来するのでございまして、約一億の電々及び国鉄の負担しておりますので、それまでにこの第二条、第三条がこの特例法として成立いたしませんと、非常に技術的に困った事態が生じますので、その点からこの特例法を何とぞ早く御審議願いたい、こういうお願いをいたすわけでございます。簡単にございす。

○説明員(谷村裕君) 銀行局総務課長 谷村でございます。

先ほど提案理由の御説明を申し上げました日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案のごく概要を申し上げて、いわゆる資本金の増加でございまして、法律案の内容はきわめて簡単に、第四条中「二百十億円」と現在ございす資本金を「三百五十億円」というふうに改める、それだけでございす。この内容を申し上げますと、結局日本輸出入銀行が昭和二十九年年度末、すなわち、今年の三月三十一日末現在におきまして、貸付残高約二百四十六億というところになっております。昨年度非常に、特に後半に入りましてから世界の景気上昇等の影響も受けてまして、輸出入銀行の融資がふえましたことは御承知の通りでございます。特に船舶関係を中心といたしまして、プラント輸出といわれる一般の設備輸出が大いに増加いたしました。昨年度中は、当初予定いたしましたよりもずっと延びました。そのために年度の終りの方になりました。資金運用部から特別に資金の貸付を行うというようなことになって参つたような次第でございまして、これらの詳細につきましては、別途御参考のためにお手元に資料を提出する予定でおります。

ところで本年度の見通しになるわけでございますが、かなりやはり計画をいたしましては、船にいたしましては、あるいはその他の機械設備等にいたしまして、相当多額のものが見通されておるのでございまして、大体この際、今年度考えられますプラント輸出等の、まあいわゆる契約総額と申しますか、これを約二億ドル見当と踏みまして、その中でまあ頭金その他もございす。結局輸出入銀行等が長期金融という形で金融をみてやる必要があると思われる金額、そのうち輸銀が直接出すといったふうな金額が、まず四百八十億ぐらいになるかと、こうみております。これらの関係も別途資料として差し上げるようにいたしたいと思ひますが、提案理由の説明の中で申し上げますように、本年度新規に貸し出される見込みは四百八億と、この書いてございす。これは現実の貸出金額でございまして、融資を承諾すると申しますか、約束する金額は大体四百八十億ぐらいになるかとみております。この四百八億は本年度中に貸し付けを見込んでおりますが、このほかに別途回収金が百五十億ほどございす。かれこれという関係で、本年度末の貸付残高は、提案理由説明でも申し上げましたように、五百五十億という程度になるわけでございます。こういうふうなわけで、本年度の融資実行の見込みからいたしまして、回収その他運用益等、若干の資金源を考へてみましても、また前年度から本年度に繰り越しました金額から考へてみましても、どうしても新たにこの際出資として百四十億、借り入れとして八十億、計二百二十億ほどは最小限度見積つておかねばならないというふうな計画でここにさういふような財政投融資計画を立て、それに基きまして、出資分をいたしましては、現在の二百十億円を三百五十億円に百

四十億増額することを、法律改正として御審議をお願いするような次第になつたわけでございます。輸出入銀行の業務のやり方、あるいはその金利の問題、あるいはまたドルの賠償計画等に伴つて起る輸銀の役割等、いろいろ問題もことは御指摘になるような点であるかと思ひますが、ただいまは補足説明でございすので、簡単に以上申し上げまして説明を終わります。

○説明員(堤崎潤君) 地方道路税法案はか三法案につきまして御説明申し上げます。

まず第一に地方道路税法案について御説明申し上げます。

この新しい地方道路税法の創設理由は、ただいま提案理由に申し上げました通り、まず第一に地方道路財源を考えた場合に、創設したわけでございます。御承知のように、道路整備に關する臨時措置法が成立いたしましたから、国の道路費には揮発油税収入相当額が計上されることになつたのでございす。これに伴ひまして地方道路財源の確保が要請されたわけでございます。で、昨年はこれらの要請にこたへまして、御承知の揮発油譲与税法案が成立いたしました。揮発油税収入額の三分の一が道府県及び五大市、指定市と申します。五大市に国から譲与されたわけでございます。この法律が一年限りの法律となりましたために、ことしにおきましては、その措置を何とかしなければならぬ。こういうことになつたわけでございます。この地方道路財源に充てるために、今回の地方道路税を創設したのでございす。前年揮発油税の二千円を増税いたしましたのも、こ

の地方道路税だけのために私どもは増税をしたと考へているのでございす。今回は前年の二千円の揮発油税、それから今度は新しく二千円分だけ税率を引き上げて、合せて四千円の地方道路税を創設することになつたわけでございます。

第二の創設の理由をいたしまして、揮発油税の負担を考へてみたのでございす。これは何年度も本委員会において御説明申し上げますように、外国等の負担を考へても、必ずしも揮発油税の負担は高くはない。こういうふうな見地がございす。また輸入品等でございますし、消費の節約がある程度要請される。これらの見地から見まして、税負担の面から見てもこの程度は止むを得ない、こういうふうな考へまして、二千円の税率を引き上げて、この分を加へまして地方道路税と、かようにいたしたわけでございます。ただ一挙に税率を引き上げますことは軽油に現在課税してない関係もございす。軽油使用の自動車が増えております。現況におきまして、一挙に税率を引き上げてはどうかと考へまして二千円程度にとめたのでございす。なお、昭和二十五年の終りまでは小売価格の一〇〇%の税率といたしまして大体一万七千円ぐらいの税負担となつたこともあるのでございす。これらを考へまして、今度御提案申し上げておりますところの一万五千円の税負担は適當ではなからうか、こういうふうな考へてゐるわけでございます。もう一つは揮発油税が片方国税としてありながら、なぜ新しく地方道路税を設けるかという問題でございす。これは法律的性格の問題でござい

います、現在入場税が国税としてとられながら、実質的には地方税と同様に考えられておりまして、入場税と税法によりまして各都道府県に人口割りによりまして配分されております。これらの性格と同じものとわれわれはこの地方道路税を考へております。ただし賦課税という方式をとらずに独立税の性格をとっているわけでございまして、まあそういうただ独立税と申しまして、片方に揮発油税がございしますので、なるべく徴収の簡素化をはかる、こういう見地から揮発油税と合せて徴収するという法的構成をとっております。この方が申告にいたしまして、税金の還付にいたしまして、税務署もあるいは納税者の方も便利かと、かように考へて、そういう法的構成をとった次第でございします。以下簡単に各条につきまして御説明申し上げます。

まず第一に第一条でございします。第一条には課税目的及び課税物件が書いてございします。ここに示しておりますところは地方道路税というものは地方の道路費に充てる目的税であるというところが第一点でございします。「都道府県及び道路法第七条第三項に規定する指定市」と、これは現在のところ五大市でございしますが、別途提案される予定になっておりますところの地方道路譲与税法案によりまして地方道路税が配分を受けます一級国道、二級国道、都道府県道の管理者でございしますところのこれらの都道府県、指定市の道路費用に充てるための財源を譲与するために、この税を課するのだと、こういうふうに書いてあるわけでございします。ここに表われておりますところの意味は、もう一つは独立税という点が

が地方道路税という点に表われていたのではないかと、かように考へております。

第二条以下は大体揮発油税と同じ定義にするために書いたわけでございします。本来ならば揮発油税と同じように書くべきでございしますが、なるべく規定を簡素化するために準用できる点は準用いたしましたけれども、先ほど申し上げました独立税の性格から重要と思われる部分につきましてはなるべく書いたわけでございします。重要な定義につきましては第二条に書いておるわけでございしますが、ここに意味するところは大体揮発油税法の規定にいたしますところの定義と大体同様でございします。

第三条も揮発油税のかかる揮発油と同じふうにするために課税標準も書いてございしますが、「揮発油の課税標準となる揮発油の数量とする」と、こんなふうな書き方をいたしまして徴収の便宜を考へておるわけでございします。

第四条は税率でございします。一キロ・リットル四千円、この四千円の根拠は先ほど申し上げました。四千円の中の二千円は昨年の増税の趣旨が、昭和二十八年に開かれた税制調査会の答申書にあります通りに、二千円というところは地方のために増税したのであることになっております。本来ならば、去年も地方道路税的な形で提案する考えもできたでありましょうが、ただいま申し上げましたように、譲与税法によりまして三分の一の収入を渡す、地方にも配分すると、こういうふうになりまして、そういう構成をとらずに揮発油税の方の税率引き上げの格好をとったわけであります。今度

はその二千円をここに戻しまして、地方道路税を起したというのが第一点でございします。第二点は先ほど申し上げました二千円の増税分でございます。これに合せまして揮発油に対するところの税負担は合計一万五千円、かようになるわけであります。先ほど申し上げました各国等の負担、これの増税によりましてどうなるかということに申し上げますと、税抜き小売り価格で対比いたしました税負担がどうなるかという点を申し上げますと、改正前では五二%、改正後大体六〇%、かようになるわけでございします。英国におきましては同じような負担を見て参りますと一六三%、フランスでは一二五%、ドイツでは二四%、イタリアでは二四九%、かようになっております。ただアメリカだけがわが国よりも税負担が低くて三〇%と、かようになっております。

御参考までに一リットルあたりの値段を申し上げますと、日本では一リットルが大体現在三十八円でございします。これは税込みでございします。米國では二十八円三十九銭、イギリスでは四十四円八十一銭、フランスでは六十六円七銭、ドイツでは五十三円十三銭、イタリアでは七十三円六十八銭と、税負担の高いところではガソリンの値段はかように高くなっておりますのでございします。これらを考へまして、私どもはこの程度の税率ならばがまんしていただけるのではなからうかと、かように考へております。もう一つただいま申し上げましたように揮発油だけに課税することは軽油使用の自動車とのバランスが悪いのではないかと、いう意見に対しますところの私の私どもの

考へ方でございしますが、これは軽油に對しまして課税するという議論もありますけれども、軽油は御承知のように漁業用、その他農用、これらに使っております。これらを抽出いたしまして、自動車用に使われますところの軽油だけを引抜きまして課税いたすことは技術的に非常にむずかしい面がございします。やうてやれないことはございせんが、徴収費が非常に高くつく、これらもございします。で、軽油に對しましてこの課税は現在のところいたしておりませんけれども、片や地方税法によりましてこの軽油使用の自動車税を昨年より普通揮発油使用の自動車に比べて若干高めにいたしてあります。今度の地方税法の提案につきましては軽油使用の自動車につきましては自動車税の引き上げを考へております。平年度におきましては軽油使用の自動車は揮発油使用の自動車の約倍くらいになる予定でございします。ただ本年度におきましては揮発油税の増税が年度途中でございします。これらに合せまして大体その半ばくらいに税率になつております。かようにいたしまして、私どもといたしましては、軽油使用の自動車の自動車税の引き上げによりまして、軽油と揮発油とのバランスはとつておるつもりでございします。

以下大体もう法案は揮発油税と同じふうなことが書いてございします。徴収を合せてとる。あるいは滞納いたしまして納税者が任意に納付してくる、こういうような場合には、十五分の四が地方道路税としてとられたものと見、十五分の十一は揮発油税とられたものだと見るのだというようにことが以下に書いてございします。これらにつきましては非常に技術的な点でございまして、細かいので省略させていただきます。その次に付則を御説明申し上げます。

ましたところを一般会計に入れる、か
ようになっております。で、地方道路
税法は七月から施行いたすことになっ
ておるわけでございしますけれども、

四、五、六の揮発油税につきまして
は、その十三分の二だけを地方に地方道
路税として渡したい、かように考えてお
りますので、四月以後徴収された揮発油
税の分のうち十三分の二は地方道路税
が整理資金に受け入れられたものとど
と見よう。十三分の十一が揮発油税とし
て整理資金に受け入れられたものと見
よう、かように考えておるわけでござ
います。これは納税者に全然関係のな
いわけでございまして、国の会計上
の処理、かように考えておりますので、
趣旨は大体地方に二千四十分だけの
地方道路税を渡したい、こういう趣旨
からきておるわけでございします。

あとの条文は大体新しい税金の創設
に伴いますところの法文の整理でござ
いますので、これは省略させていただきます
しまして、次に砂糖消費税法の御説明
を申し上げます。

砂糖消費税法は今回全文改正をいた
したわけでございします。よく当委員会
で砂糖消費税の増税を御提案申し上げ
ました際に、まだかたかなの法律がある
というおしかりをこうむったことがあ
るわけでございします。今回はそのお
しかりのないように全文を改正いたし
たわけでございします。御承知のよう
に砂糖消費税は明治三十四年の古い法律
でございします。規定も非常に不十分
な点がございしましたので、まず第一のね
らいをいたしました規定を明確化し
よう、かように考えまして御提案申し上
げておるわけでございします。第二のね
らいをいたしましたは、制度を若干改

正する、かようなことを考えておりま
す。大ざっぱに申し上げまして、四点
ぐらいの制度の若干の改正をねらって
おります。

まず第一は、提案理由にもございま
した、従来砂糖消費税につきまして
は引き取り課税と申しまして、国内品
につきましても保税地域から引き取る
ものと同時に引取人から徴収する、か
ようになっております。引取人が誰
であるかということが法定されてお
りません。納税者の意味が不明確
であつた、かような点がございします。
従いまして引取人が何であるかとい
う点がしばしば問題になりますので、今
回はほかの酒税法、あるいは物品税法
の新しい税法の構成にならしまして、
国内の砂糖につきましては製造者移出
課税制度をとつたわけでございします。
ただ移出課税を取りましても砂糖につ
きましては従来から引き取りのつど納
税する、かようになつておりましたの
で、この移出課税制度をとりましたけ
れども、納税の時期はやはり移出のつ
ど、かようにいたしまして、納税の点
につきましては酒税あるいは物品税の
制度にならつておらないわけでござ
います。ただ小さな業者と申しますか、
たる入れ黒糖、たる入れ白下と申しま
して、四国あるいは九州、ことに奄美
大島に多いわけでございしますが、農家
あたりが小規模な黒糖を作つておりま
す。しかもその黒糖の製造方法も非常
に原始的でございまして、分みつ白糖
などと違つておるわけでございします。

これらの製造者につきましては一月に
まとめて納税してもよろしいというよ
うな制度を例外的に新しく設けて、移
出課税、引取課税制度と申しますか、

つど課税と私どもは俗に言つておりま
すが、つど課税に伴いますところの負
担、あるいは苦痛といふものを若干緩
和いたしておるわけでございします。

第二の制度の改正は含みつ糖の改正
でございします。これもたゞいま提案理
由で御説明申し上げましたように、従
来八十度以下の黒糖につきましては九
百五十度、八十度を超えましては八十六
度までの含みつ糖につきましては二千
五十度、まあ極端な税差があつたわけ
でございします。そういったと、こ
れは各外国から来るものが多いわけで
ございします。度数を低めてやつてく
る。それだけの開きがありまして、む
しろ糖みつをかけたとき、八十度ある
いは七十九度に落ちてくる。本来でき
上りましたときは八十四度ぐらいのも
のができ上るわけでございします。こ
れらが税金の關係で変な形で入つてく
る。そういったと、糖度の見方あ
たりにつきまして非常な問題も起りま
すし、それからまあ技術的な点になり
ますが、わが国で作られております
ところの、分みつ粗糖に糖みつをかけ
まして作りましますところのいわゆる再
生糖、これらとの税負担が不均衡にな
る。このような問題もございしますの
で、乙類と丙類との税率を統合いたし
まして、千七百五十度という税率を設
けておるわけでございします。これが全
文改正にあわせまして考えられました
ところの制度の改正の大きな点でござ
います。

第三にはたる入れ黒糖の製造者につ
きましては、新しく自家用免税の規
定を設けまして、従来物品税などにお
きましては、零細業者でとにかく自
家用だけのものを作つておるものにつ

きましては、徴税上の見地その他から
考えまして、物品税をかけないという
ようなことになつておりました。たる
入れ黒糖などは農家で非常に零細に小
規模にやつておるものもあるやうで
ございします。たる入れ黒糖及び白下
糖につきましては、自家用だけ作つて
いるものにつきましては砂糖消費税は
適用しない、かようにいたしてござ
います。しかし分みつ白糖あたりの製造者
につきましては、こういう規定はもち
ろん設けておりません。零細な農家の
自家用をはずすという趣旨でございま
す。従いまして自家用だけ作るもの
だけ免税するといふやうな關係から、
たる入れ黒糖につきましては、外部に
は売つておる、しかし今日自家用もあ
るというものにつきましては、そのパ
ランスを考えまして、一定の限度の自
家用分につきましてはたる入れ黒糖、
白下糖につきましては免税する、こ
ういう制度を新しく設けておるわけで
ございします。

第四点は、これは沖繩との關係に起
りました問題に対処するために改正案
を提出しておる点でございします。御承
知のように、沖繩から来る物品につ
きましては、關稅定率法によりまして関
係が現在のところかかつておりませ
ん。そして沖繩の税制を調べて参りま
すと、沖繩の本土産の砂糖につきま
しては砂糖消費税がかかつておらない。
こゝろにいたしまして、沖繩から来る菓子
につきましては關稅が第一にかからな
い。第二には沖繩で菓子を作りました
際に、原料といたしましては砂糖消費
税にかからない、かように
なつておるわけでございします。砂糖
消費税は、わが国の砂糖消費税法は砂

糖だけに課税することになつておりま
すので、菓子の形で参りますと、現在
のところ砂糖消費税はかからない。こ
れは外国から来るものは、砂糖消費税
とパランスをとりました關稅をかける
ことになつておりますのでその点はい
いわけでございします。沖繩から来る
ものにつきましては關稅もかからな
い。かようにいたしまして、国内産の
砂糖を原料といたしまして作りますと
ころのわが国の菓子との權衡が非常に
悪くなる。かようなことは弊害が起
りますので、私どもが考えましたのが今
回の提案でございします。これにつ
きまして關稅をかけるという案も一つ考
えられるわけでございします。關稅を
かけるというところは、沖繩を外国扱いを
するところが明確になりますので、これは
適當でございせんので、砂糖消費税
をかける。従いまして菓子に對しまし
て砂糖消費税をかけるのも変なやうで
ございします。菓子に含まれておると
ころのしよ糖分を抽出いたしまして、
その度数に応じまして砂糖消費税を
かける、かような提案をいたしておる
わけでございします。

以上が大体砂糖消費税法の全文改正
の際に考えましたところの制度の若干
の改正でございします。

以下簡単に逐条について御説明申し
上げます。ただいま申し上げましたよ
うに、全条大体旧来の砂糖消費税に
よつておりますので、本質的に變つた
点を中心として申し上げたいと思ひま
す。

第一条は「課税物件」でございします。
これは従来の規定の仕方になつてお
ります。砂糖、糖みつ、糖水が課税物
件でございします。砂糖、糖みつ、糖水

の定義は大体社会通念にまかされてお
ります。これは外国の税法もひと
てみたわけですが、外国の税
法におきましては、砂糖、糖みつ、糖
水の定義は、大体社会常識的な範囲に
まかされておられます。厳密な定義は
ないようでございますので、今回の砂
糖消費税においても大体旧砂糖消費税
の、旧と申しますか、現行の砂糖消費
税法にならったわけでございます。

それから「砂糖類の区分」、これも大
体は現在の砂糖消費税にならって
ます。砂糖と糖みつと糖水に分けま
して、砂糖は大体製造方法によつて一
種、二種、三種と、かように区分して
おります。第一種の方は、分みつ器に
よりましてみつを分離しない、いわゆ
る含みつ糖といふものでございます。

これが第一種でございます。第一種の
甲類といふものがたまたま申し上げま
した、主として一番生産の多いのは沖
縄でございますが、奄美大島にも非常
に多い、いわゆるたる入れ黒糖、ある
いは四国に多いたる入れ白下糖等のこ
とでございます。第一種の甲類は、現
行の砂糖消費税におきましては、たる
入れ黒糖、たる入れ白下糖という文句
を使つておりますが、今度の税法で
は、その内容をそのまま記載してお
るわけでございます。しかしねらいは従
来と變つておりません。ただ、このた
る入れ黒糖の税率は現在のところ四百
円でございます。その他の含みつ糖に
なりますと、八十度以下ならば九百五
十四、八十一度から八十五度までなら
ば二千五百四十と、非常に高いというこ
とになっております。この四百円とい
う税率を設けましたのは、これは御承
知のように零細農家が作るという点も

ございまして、何といつても品質も悪
いし、わが国の砂糖の事情を考えま
して、ある程度の国産奨励的な見地も
ございまして、それでありまして、この
税率がきつめて低いために、往々にし
て外国から入ってくるものが、このた
る入れ黒糖式な製造方法をとつてい
るのだ、従つて安い方の税率を適用し
てくれというやうなことが言われて参
ります。しかし製造方法はここにも書
てございまして、「さとうきびの搾汁
を煮沸濃縮し、たるに入れて冷却し、
そのまま製造場から移出する」、こ
ういふ要件に合致しなければならぬ
わけでございます。外国で作りました
ものにつきては、そういう要件に合
致したかどうかからぬ。たるに入れ
てそのまま冷却、これは冷却のために
たるに入れるわけでございますが、そ
れからそのまま引き取るものである
か、あるいは作つたものを単にたるに
入れたもので、砂糖消費税の一番低い
税率の規定の適用を受けるために果
してそうしたものがあるか、これがな
かなかわからないわけでございます。そ
こで非常に税関の取扱ひにおきま
して問題も起りますので、今回は私
どもの氣持を表す意味におきましてカ
ッコ書をつけて、「その移出前に税務
署の当該職員により当該砂糖である
ことの確認を受けたものに限り」とい
うふうに、製造方法の確認を受けるこ
とを条件として、定義を明らかにした
つもりでございます。乙類は今申し上げ
ましたその他の含みつ糖でございます
す。第二種は、「第一種及び第三種以
外の砂糖」となつております。これが
いわゆる含みつ白糖と申しまして、普
通ある白砂糖でございます。これが大

体砂糖のうちの九割以上を占めるもの
でございます。第三種は水砂糖、それ
から角砂糖、棒砂糖、若干菓子類似
のものでございます。おのおの消費の性
質に應じて、性質に應じた区分の仕方
も加味しておるわけでございます。

第二の糖みつでございますが、糖みつ
も製造方法によりまして一種と二種
とに区分いたしております。第一種は
冰糖みつと、糖度が四十度をこえるそ
の他の糖みつでございます。これは水
糖みつ、あるいは四十度をこえる糖みつ
は、普通の糖みつに比べて若干品
質がよろしいという関係から第一種に
いたしておるわけでございます。おの
消費対象も違ひますし、用途も
違つておりますので第一種といたして
おります。第二種はいわゆる磨糖みつ
と申しまして、砂糖を製造する際に、
分みつする際に出て参りますところ
の糖みつでございます。

それから三の糖水でございますが、
糖水の定義は従来から非常に厄介な問
題がございまして、私どもの
考え方は、糖水といふものは砂糖を水
に溶かしたものだ、こりうやうな
氣持でおります。従ひまして糖水とい
ふものは現実にはほとんどないものだ
といふやうな考え方をいたしてござい
ます。現実にはないといふのは、課税
を受ける糖水といふものはない、課
税済みの砂糖を溶かした糖水とい
ふものはあるけれども、糖水の税率を
禁止的なほど高目にいたしてございま
すので、糖水といふものは原則としてな
い、かような考えでございまして、た
だ第一種の糖水だけは、これは大体サ
ウキビを簡単にしぼつたものでござ
います。これも糖水の概念に入れてお

ますが、糖度五十度以下のもので、こ
れは薬に使つたり、あるいは若干の煮
物用に使う、しかしこれははしらは砂
糖になるというやうなものでございま
す。これは沿革的にあるものでござ
います。糖度十五度以下の糖水とそ
の他の糖水と、かように分つてござ
います。大体砂糖を入れた糖水で出さ
れないやうに、あとで申し上げます
やうに、税率は糖水について相当な高目
にいたしてございまして。

それから新しく設けました点とい
はしまして、今の二条の二項と三項に規
定がございまして、これはたまたま申
し上げましたやうに、砂糖の種別、区
分といふものがおおむね製造方法に
よつていふこと、これによつて出て
くるわけでございます。輸入品につ
きましては、税関でこの製造方法が必ず
も確認できない、そつたしますと税率
の区分に困るわけでございますが、
これを一つ簡単にいふれば、これに属
せしめる必要がある。これは外国の法
制にもよく見られる点でございます
が、これを規定したものでございま
す。第二項は、分みつ糖であるか、含
みつ糖であるかがなかなかわからない
といふものをどう見るか、先ず八十六
度以下のものが条件でございます。そ
れから還元糖の含有量、これはまあ砂
糖にはしよ糖が大部分でございま
す、しよ糖と性質の違ひ還元糖、これ
が相当多いものは含みつ糖の方に近
いわけでございますが、その還元糖を中
心といたしまして、これが全重量の百
分の七をこえるものは含みつ糖と、か
やうにいたしまして、分みつ、含みつ
の區別が外国品につきてはわからな
いものを、税関では簡単にこの方法に

よつて区分しよう、かやうに考えたの
でございます。内地では大体製造場に
行けば製法がわかりますので、かやう
な規定はございせん。

それからその次も大体同様な氣持で、
第一種の糖みつであるか、糖水である
かわからない、糖水はたまたま定義を
申し上げましたが、定義と申します
か、私どもの考えておる糖水の定義を
申し上げましたが、実際砂糖を溶かし
た水であるか、あるいは冰糖みつとな
りますとまづ白でございまして品質も
いいものでございまして。そうすると水
糖みつと糖水との區別がつかない、こ
ういふやうなものはどうするかとい
うわけでございますが、これはもう税率
の高い糖水のほうに持ち込もう、こ
の方が實際税法の要請にもかなら、か
やうなことで糖水といたしてございま
す。これも外国から来るものだけのため
に便宜上設けられた規定でございます。

第三條は「納税義務者」でございま
すが、たまたま申し上げましたやう
に、引取課税制度を製造者移出課税制
度にしたので、今回は製造者
が納税義務者だといふ点がはつきり
いたしました。従前も引取課税制度を
とつておりましたけれども、製糖工場に
おきまして全部製造業者が納税義務者
であつたわけでございますが、今度は
この点を明らかにいたしたわけござ
います。

以下四條、五條、大体現行の規定あ
るいは解釈を明らかにしたわけござ
います。ただ五條は、従来砂糖につ
きましては場内消費の規定がなかつた。
製造場内で砂糖を消費したときには引
き取りとみなす規定がなかつたわけ
でございます。ただ現行の規定におきま

しては、兼營禁止の規定がありまして、菓子類などを製造場で作つてはいけないという規定がありまして、こんなわけでのげたわけでございますが、その他の方法で消費されまうと若干問題がありますので、今度は明らかにいたしまして、場内消費の規定を五条などに設けたわけでございます。

それから六条、七条は、これは現行税法にある規定でございます。

八条でございますが、八条は新しく設けました規定でございます。これはただいまも申し上げましたが、八条の一項は、自家用の砂糖類だけを製造いたす、こういうものは砂糖消費税を適用しない、かようにいたしたわけでございます。これは従来はない規定で、農家が零細な規模で砂糖を作つておりまして、税務署が行きまして税金を納めていたたいておつたといふこととでございますが、今回はその点を緩和いたしまして、自家用だけを作るものだけは適用しない、かようにいたしたわけでございます。ただいまちよつと説明でたる入黒糖だけだ、こゝろ申し上げましたが、自家消費分だけを作る製造者に対してはたる入黒糖でなくともいい、かようにいたしております。これは糖みつもある関係でございます。この規定だけでは分みつ白糖も入るわけでございますけれども、分みつ白糖で自家用だけのものを作る者は現在のところではほとんどないわけでございますが、ただそこに若干あるかと思ひますが、ないといふつもりでございますので、その点は酒税その他に比へまして、酒税は自家消費も課税しておりますが、無免許で処罰しておりますし、自家消費分だけ

作りましても課税になるわけでございますが、それとのバランスをとれる、かように考へておるわけでございます。二項は、まず第一の不可飲処置と私どもは申しておりますが、大体飲料に供し得ないような糖みつ、これは課税すべきでない。これは他の物の原料になるわけでございますが、これらにつきましましては現行通りこの法律を適用しない。しかしその不可飲処置と申しまして、飲めない、あるいは食べられないような方法は、税務署長の承認を受けておく、かようにいたしておるわけでございます。それから第二号は、これは新しく入れたわけでございますが、解釈上現在でもやつておつたわけでございますが、菓子屋さんは砂糖を買つて来まして、一応水に溶かすわけでございます。そういたしますと糖水になる、そういたしますと、どうも税法の適用があるんではなからうか、かような疑問が持たれております。そういうものは糖水といつていいかどうか、疑問があるわけでございますが、私どもは法規上糖水といふことも考えられますので、今度はその点を明らかにいたしまして、すべて課税済の砂糖類を原料とした糖水はこの法律は適用せんのだ、こゝろいたしまして、菓子屋さんが砂糖を買つてきて、菓子を作る前に水に薄めるといふようなものはこの法律の適用をいたさない、かようにいたしたわけでございます。

その次は「税率」でございますが、税率はただいま申し上げましたように、含みつ糖の乙、丙類が統合になりました、今度は一本の乙類になりました、千七百五十円という税率を新らしい法律が設けました以外は、大体現行法律

通りでございます。最も多く消費されますところの分みつ白糖の税率は二千八百円でございます。据え置きとなつております。

その他徴収の規定、それから納期、徴収猶予、未納税移出、輸出免税、それから特定用途免税あたりは大体現行の税法にならうて設けておりますので、特に御説明する必要はないかと思ひます。

それから十九条に「自家用免税」を持ち込んでもあります。これは新しく設けました点でございますが、これは先ほども申しましたように、たる入黒糖の製造業者につきましては、自家消費分だけの砂糖を一定限度だけ免除しようといふ、こゝろいふような制度を設けておるわけでございます。

それから二十条、二十一条、二十二条あたりも大体現行税法にならうて設けておる規定でございます。特に御説明申し上げることはないと思ひます。

二十三条は、これは現行税法と若干違つておりますが、今回の改正法案におきまして、輸出用の菓子につきましては原料となる砂糖に免税する、こゝろいふようになっておるわけでございますが、その輸出免税を受けた菓子がキャンセルを受けまして再び内地へ入つてくるというときには、砂糖消費税を取り返さなければいかなわけでありまして、現行の砂糖消費税におきましては、菓子の形をいたしますもので、菓子として関税をとる、かようになつておりますので、今回の改正案におきましてはこれを變更しまして、沖繩から来る菓子と同様な趣旨から、砂糖を抽出いたしまして、原料となつた砂糖に

課税する、砂糖消費税の方を課税する、かように變更しておるわけでありまして、

法律がございまして、この規定がきつめて不明確であるといふことがよく言われますので、これも一つこの機会に改正しようといふわけで改正いたしたわけでありまして。

改正の趣旨は、ただいま申し上げましたように規定の明確化と、現在でも若干問題となるわけでありまして、関税率法におきましては、たとえば外交官の携帯品については免税する、こゝろいふような規定があるわけでございます。物品税法、酒税法、これらにつきましましてはそういう規定が欠けております。そこで外交官の携帯品につきましましてはどうするのだといふような疑問が起るわけでございますので、今度は一つ関税法に合致する、こゝろいふ趣旨でその規定を入れておるわけでありまして、関税が免除になるものは一つ内国消費税も免税しようといふ、こゝろいふ趣旨の規定を置いておりますのが第二点でございます。

第三点といたしましては、これは提案理由に申し上げましたように、輸入品につきましましては内国消費税の犯則事件の調査には税関官吏にも調査権限を与える、こゝろいふ趣旨でございます。今は税務署の収税官吏だけであるわけでございますが、新しく税関官吏にも調査権限を与えて迅速に措置しよう。以上三点が大体今度の法律の改正の趣旨でございます。簡単に逐条についてざつと御説明申し上げたいと思ひますが、一条はこの法律の趣旨でございます。二条は定義でございます。特に御説明の必要はないと思ひます。第三条が実質的な規定でございますけれども、各酒税、物品税などを見ますと、保税地域から来て

おるものにつきましては酒税を課す、あるいは物品税を課す、こういうことになっておりますけれども、しからば保税地域から来ておらない、たとえ難破貨物引き取りの場合、これは関税定率法に書いてありますが、あるいは他所蔵置の場合はどうだ、あるいは犯刑物件引き取りの場合はどうか、こんなような規定が現在の酒税等の徴収に關する法律には規定がございますが、若干不明確でございますので、これも一つ明らかにしようというわけでこの規定を置いたわけでございます。保税地域以外の場所から来ておりしても内国消費税はかかるのだということを明らかにしたわけでございます。現行法にもあるわけでございますが、なお一層明らかにしたつもりでございます。四条は、郵便物の内国消費税の取り扱い方でございますが、現在におきましては別途の法律がありますが、これも外国から来ますところの郵便物をどう扱うにふり取り扱うか、これも一つ関税法と同じような扱いの趣旨で設けましたのが四条でございます。

それからその次の五条は「保税運送等の場合の免税及び徴収」、これは保税工場外における保税作業と申しまして、関税法におきましては多数の小さな下請工場などで一ぺん輸入したものをまた輸出するために製造する場合に、中小工場まで一応保税で出す、この場合の内国消費税をどういうふうに扱うか、そのための規定でございますが、これも関税が一応保税でいきますならば内国消費税も保税だし、関税を徴収場合には内国消費税も取らう、徴収しよう、こういうふうに合わせておる規定でございます。

第六条も同様な趣旨から「輸入の許可前における引取」という制度がありまして、税関におきまして監査、鑑定に時間がかかるような場合には、いつまでも税関の方へとどめておきますことは、納税義務者に苦痛となりますので、担保を積ませまして、早目に、許可前にも引き取らしておるわけでございますが、そのときにそれと合わせまして内国消費税を徴収しよう、こういう趣旨でございます。それが輸入許可前の引き取りでございます。

第七條は、これはただいま申し上げました外交官の携帶品につきまして関税がかからないというような場合に、内国消費税も同様に課税しないようにしようという趣旨で新しく設けました規定でございます。一、二、三、

四、たぐさんの規定がございますけれども、趣旨は、関税がかからない場合には内国消費税もかからないという趣旨でございます。三項の方は、それを用途外に使ったという場合には関税を取り返すという規定でございます。関税を取り返すような場合には内

国消費税も取り返そうというような趣旨で三項を設けたわけでございます。

第八条は担保の種類でございますが、これもただいま申し上げましたように輸入許可前の引き取り、あるいは免税のような場合には担保を提供さず、この場合には見行の「西児等ノ敦

「取二関スル法律」につきましては担保の種類は書いてありますけれども、関税法の担保の種類と合致しておりませんので、関税法と合致するように担保の種類を追加いたしましたわけでございます。

九条は内国消費税にありますところの担保の処分の規定をここに置いて明らかにいたしましたわけでございます。

十条は、違約品の返送の場合の還付金に限り適用される旨を規定している。この趣意から推察すると、輸入品が日本に返すような場合には関税を免除するものではないと理解される。また、輸入品が日本に返すような場合には、内国消費税がかかる。しかし、日本に返すような場合には、輸入税がかからない。これは、輸入品が日本に返すような場合には、輸入税がかからないという趣意がある。

以上のように、輸入品が日本に返すような場合には、輸入税がかからない。これは、輸入品が日本に返すような場合には、輸入税がかからないという趣意がある。

戻すということがありますが、その際にやはり内国消費税も、内国で消費されないという事実がはっきりいえますので、消費税の趣旨からいってこれを還付する、かようにいっておるわけでございます。十一

十三条は、先ほど申し上げました内
國消費税の犯則事件は、收税官吏にし
て調査権限がない。そういたします
と、現行の国税犯則取締法によります
と、輸入品につきましては全部税務官

ますと、どうも輸入品につきまして税関官吏が発見する場合があります。税関官吏が発見する場合は多いわけですが、そういう場合、犯則業者だけに引継がねばならない、こんなことになりましたので、一つこれ

税関官吏にも調査権限を与えよう、この趣旨で設けた規定であります。附則につきましては、特に御説明するほどのことはないと思いますが、大各法文の整理でございます。

その次は、国税徴収法の一部を改正

る法律案について御説明申し上げます。

この法律の改正の趣旨は三つくらいあるわけですが、まず本法に
おきましては、課税標準額の決定の通
知の規定を新しく挿入した点でござ
います。現在の納税の部分につきま
しては、納税義務者が見当らないとい
うような場合には公示催告の規定がござ
います。これは令書の方でございま
す。しかし課税標準の決定通知、その
税額の計算のもととなります課税標準

の決定の通知につきましては、所得税法あたりに本法に規定がございますけれども、税法のうちにはその規定がないものがあるわけでございます。これは昨年国税移管になりました入税法に一番多いわけでございますが、臨時興行を開催いたしましたので、その

納税義務者が姿をくらます、そういう場合、納税の通知はこの規定によって対処できるわけですが、課税標準の場合はどうも公示催告の規定がなないために、公示催告ができない。そうなりますと徴収ができないといふようになります。そこで、国税

徴収法は、大体各税法の漏れた点等を、総合いたしましたところの総則的な規定でございますので、今回新しく「課税標準ノ決定ノ通知」という規定を入れまして、ただいま申し上げましたような欠陥を防ごう、こういう趣旨でございます。

その次は延滞加算税額の改正でござ
います。現在延滞加算税額は日歩四
銭、これはしかし五分以上とてはな
らない、百分の五を超えてはならな
い、こういう規定がありますけれど
も、日歩四銭というのは現在の金利水

準より若干高めではなからうかという感じがいたします。しかもこの延滞加

算税額というのは、大體行政罰的なものでありまして、督促状を出しますと、督促状に書いてありますところの規定、この規定からつかれるわけでございます。そうしますと、各本法にありますところの、普通の納期の翌日からつきますところの利子税、これがやはり日歩四銭でございます。これを合わせますと八銭になりますので、現在の金利水準から見ると若干高めではな

かるうが。これは相当中小企業者あたりが滞納した際に、これは現在の制度が利子先取りでなくて本税先取りの制度になっておりますが、そういったしますと利子だけが残った場合もございまして、利子が残った場合、取りにいきますし、利子が非常に高い、延滞利子行く際この利子が非常に高い、延滞利子

が、高いといふことを言われまふ。特に
利子、税額と合わつて考えますと、若
干高目だといふこともありまふので、
で、最近の情勢に応じますように一応
四銭を三銭に改めようといふわけで
ございます。これに應じまして附則にお
きまして、改正法を改正し、下。附

きまして各本税を正しいたします。附則の大項でございしますが、各税法の利子税額というものを、四銭をやはり三銭というふうに改正いたしておるわけでございます。合わせまして大体六銭くらい、これは利子税額の方はむしろ普通の貸し付け利子に該当するような

性格を帯びるわけでございます。国税徴収法に基きますところの延滞加算税額の方は、これはむしろ遅延利息と申しますか、行政罰的なものでございます。このくらいの税負担ならば適正ではなからうかという趣旨で、税負担と

申しますか、利息ならば適当じゃな
ろうかという氣持で利子税の方も四銭

を三銭、かゝうに變えたわけでございます。

そういったこともう一つ、これは第三十一条ノ六第一項の改正でございますが、還付加算金というものがあつたわけでございます。これは国税過誤納なんかの場合に国税の還付を促進するための制度でございますし、利子税をとることにはあらはなす関係でございますが、国が払い方がおくれれば日歩四銭の利子とするというよりな考え方ででき上つておる制度でございますが、これもやはり四銭を三銭に下げよう、かゝうにいたしておるわけでございます。それが国税徴収法の改正の趣旨でございます。今申し上げました第四條の九、第九條第三項及び第三十一條ノ六第一項中「四銭」を「三銭」に改める」と申しますのは、九條の三項が延滞加算税額、三十一條の六が還付加算金の規定でございます。

以上が大体国税徴収法の改正の趣旨でございます。あとは経過的な、いつも改正いたします際に行いますところの附則でございます。ただ十二項だけ簡単に御説明申し上げますが、国税徴収法は大体各公課の基準法となつております。これは提案理由でも御説明申し上げましたように公課の基準となつておりますし、しかもまた徴収のための規定になつておりますので、大体ここに掲げておりますところの健康保険にいたしましては船員保険にいたしまして、遅延した場合には利子税と、各税法の本法に書いてありますところの利子税、それから国税徴収法にありますが、この督促状が出てからの延滞加算税、これを合計いたしました八銭

を還延利息的なものとしてとることになつております。私どもの方は、国税徴収の面では延滞加算税の方は五分でとまることになつておりますが、これらの法律の中では必ずしもそういう構成はとつておらないことになつておりますけれども、一応日歩八銭、こういうことになつておりますので、これを徴収法が直りました機会に入銭を六銭に改めよう、徴収法とそれから徴収法によつて直りましたところの各所得税法等の利子税の目歩三銭と、これらを合わせました六銭、この合計に直そうという趣旨で御提案申し上げてゐる次第でございます。

以上が簡単にございますが、国税徴収法の改正の趣旨でございます。○委員長(青木一男君) 租税特別措置法等の一部を改正する法律案につきましては、資料の關係上次回到補足説明を聴取いたします。資料等の要求がありましたらこの際……。

○山本米治君 各地方に、主として税務署中心と思ひますが、法人会というものがある。あの法人会の現状がどうなるのか、あるところとないところとあるのか、あるいはあつてもないもの、根拠はどういうものであるか、資料を一つお出し願ひたい。

○説明員(塩崎潤君) 現状と致でございます。○山本米治君 あるいは運用の現状といふようなものもわかれば……。

○委員長(青木一男君) はかにございせんか。ちよつと速記中止。

○委員長(青木一男君) 速記を始め

次回は五月二十日、金曜日、午前十時より開会いたします。もし本会議があれば午後一時にいたします。税法に對する質疑を開始いたします。本日はこれにて散会いたします。午後三時三十分散会

五月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方道路税法案
一、輸入品に對する内国消費税の徴収等に関する法律案
一、国税徴収法の一部を改正する法律案
一、砂糖消費税法案
一、昭和二十八年、昭和二十九年、昭和三十年、昭和三十一年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

地方道路税法案
(課税目的及び課税物件)
第一条 都道府県及び道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七條第三項に規定する指定市に對し、道路に關する費用に充てる財源を課する。この法律により、地方道路税を課する。

(定義)
第二条 この法律において「揮発油」とは、揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)第二條第一項に規定する炭化水素油及び同法第十五條の規定により揮発油とみなされる物をいう。

2 この法律において「揮発油税」とは、揮発油税法の規定による揮発油税をいう。

3 この法律において「保稅地域」とは、關稅法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九條に規定する保稅地域をいう。

(課税標準)
第三条 地方道路税の課税標準は、揮発油税の課税標準となる揮発油の数量とする。

(税率)
第四条 地方道路税の税率は、揮発油一キロリットルにつき四千円とする。

(納税義務者)
第五条 地方道路税は、製造場(揮発油税法第七條第二項において製造場とみなす場所を含む。以下同じ)又は保稅地域から揮発油を引き取るとき(製造場又は保稅地域において揮発油を消費するときを含む)、その取引人(製造場又は保稅地域において消費される揮発油については、その消費者)から徴収する。

2 前項の規定は、揮発油税法第七條第一項又は第八條第一項の規定の適用を受けて揮発油を製造場又は保稅地域から引き取る場合には、適用しない。

3 前項の規定の適用を受けた揮発油について揮発油税法第七條第三項(同法第八條第二項において準用する場合を含む)又は第九條第二項の規定により揮発油税を徴収することとなるときは、その取引人から地方道路税を徴収する。(揮発油及びその入れ等をした揮発油の不課税)
第六条 揮発油税法第十一條第一項に規定する揮発油及び同法第十二條の規定の適用を受ける揮発油については地方道路税を課さない。

(徴収)
第七條 地方道路税は、揮発油税にあわせて徴収しなければならない。

2 地方道路税及び揮発油税の納付があつたときは、その納付に係る金額の十五分の四に相當する税額の地方道路税及び十五分の十一に相當する税額の揮発油税の納付があつたものとする。

(担保の提供及び処分)
第八條 揮発油税法第五條第一項ただし書の規定による担保を提供する者は、政令で定めるところにより、地方道路税額に相當する担保をあわせて提供しなければならない。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税關長は、揮発油税法第十條第一項の規定により担保を提供させるときは、政令で定めるところにより、地方道路税額に相當する担保をあわせて提供させなければならない。

3 揮発油税法第五條第二項及び第五條の二の規定は、前二項の規定により提供された担保について準用する。

4 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第七條ノ四第四項の規定は、第二項又は第二項の規定により提供された担保物について準用する。(未納品の消費禁止等)
第九條 製造場又は保稅地域においては、地方道路税を納付しなければ、揮発油を消費してはならない。
2 第五條第二項又は第六條の規定の適用がある場合並びに第七條第

一項及び揮発油税法第五条第一項ただし書の規定により揮発油税にあわせて地方道路税の徴収が猶予される場合を除くほか、地方道路税を納付する前に、製造場又は保税地域から揮発油を引き取り、又は引き渡してはならない。

3 揮発油税法第八条第一項に規定する揮発油は、地方道路税を納付しなければ、この法律の施行地において、消費し、又は消費する目的で譲り渡してはならない。

(利子税額)

第十条 揮発油税法第十五条の二の規定により揮発油税に係る利子税額を徴収すべき場合においては、未納の地方道路税額及び揮発油税額の合算額について同条の規定による利子税額の計算に準じて計算した金額(以下次項において「利子税額の合算額」という。)の十五分の四に相当する金額を地方道路税に係る利子税額として地方道路税額にあわせて徴収する。

2 前項の規定により地方道路税に係る利子税額を徴収すべき場合においては、揮発油税法第十五条の二の規定にかかわらず、利子税額の合算額の十五分の十一に相当する金額を同条の規定により徴収すべき利子税額とみなす。

3 第七条第一項の規定は、前二項に規定する利子税額を徴収する場合について準用する。

(延滞加算税額)

第十一条 国税徴収法第九条第三項から第十項までの規定により地方道路税及び揮発油税に係る延滞加算税額を徴収すべき場合においては、これらの規定にかかわらず、

滞納に係る地方道路税額及び揮発油税額の合算額についてこれらの規定による延滞加算税額の計算に準じて計算した金額の十五分の四に相当する金額及び十五分の十一に相当する金額を、それぞれこれらの規定により徴収すべき地方道路税に係る延滞加算税額及び揮発油税に係る延滞加算税額とみなす。

(還付及び充当)

第十二条 地方道路税に係る過誤納金は、揮発油税に係る過誤納金にあわせて還付しなければならない。

2 過誤納に係る国税及び滞納処分費並びに国税徴収法第三十一条ノ六の規定による還付加算金を未納の地方道路税又は揮発油税に充当するときは、これらの税にあわせて充当しなければならない。

3 地方道路税及び揮発油税に係る過誤納金は、国税徴収法第三十一条ノ五の規定にかかわらず、未納の地方道路税及び揮発油税以外の国税又は滞納処分費に充当してはならない。

4 第一項の規定による還付があつたときは、その還付に係る金額の十五分の四に相当する地方道路税の過誤納金及び十五分の十一に相当する揮発油税の過誤納金の還付があつたものとし、また、第二項の規定による充当があつたときは、その充当に係る金額の十五分の四に相当する未納の地方道路税及び十五分の十一に相当する未納

の揮発油税に対する充当があつたものとする。

(還付加算金)

第十三条 国税徴収法第三十一条ノ六の規定により還付加算金を地方道路税及び揮発油税の過誤納額に加算すべき場合においては、同条の規定にかかわらず、これらの過誤納額の合算額について同条の規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の十五分の四に相当する金額及び十五分の十一に相当する金額を、それぞれ同条の規定により加算すべき地方道路税に係る還付加算金及び揮発油税に係る還付加算金とみなす。

2 地方道路税及び揮発油税に係る還付加算金は、あわせて支払又は充当をしなければならない。

(端数計算)

第十四条 地方道路税及び揮発油税の徴収すべき金額の合算額に十円未満の端数があるときは、又はその全額が十円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 地方道路税及び揮発油税の過誤納金として還付すべき金額の合算額に十円未満の端数があるときは、又はその全額が十円未満であるときは、その端数金額又はその全額を一円として計算する。

(罰則)

第十五条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 偽りその他不正の行為によつて地方道路税を免かれた者

二 第九条第一項の規定に違反して揮発油を消費した者
三 第九条第二項の規定に違反して揮発油を引き取り、又は引き渡した者
四 第九条第三項の規定に違反して揮発油を消費し、又は譲り渡した者

2 前項の犯罪に係る揮発油に対する地方道路税に相当する金額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該地方道路税に相当する金額の十倍以下とすることができ。

3 第一項の場合においては、直ちにその地方道路税を徴収する。

第十六条 前条の罪を犯した者には、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、適用しない。ただし、懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第十五条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。
2 揮発油税を課された揮発油でこの法律の施行前に製造場にもどし入れられ、又は移入されたものをこの法律の施行後にその製造場か

ら引き取るとき(製造場においてその揮発油を消費するときを含む。)は、第六条の規定にかかわらず、その引取人(製造場において消費される揮発油については、その消費者)に地方道路税を課する。

3 この法律の施行の際、製造場及び保税地域以外の場所合計十キロリットル以上の揮発油(第六条に規定する燈油を除く。)を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合においては、当該揮発油については、その者がこの法律の施行の日これを製造場から引き取つたものとみなして、地方道路税を課する。

4 前二項の規定により地方道路税を課する場合においては、その課税標準は、揮発油税法の規定による課税標準の計算方法に準じて計算するものとし、その税率は、揮発油一キロリットルにつき二千円とする。

5 第二項又は第三項の規定による地方道路税については、第七条、第八条及び第十条から第十四条までの規定は、適用しない。

6 第三項の規定による地方道路税額が三万円以下のときは、昭和三十年七月三十一日限り、三万円をこえるときは、次の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。
税額三万円をこえるとき
昭和三十年七月及び八月
税額十万円をこえるとき
同年七月から九月まで
税額三十万円をこえるとき
同年七月から十月まで

税額五十万円をこえるとき

同年七月から十一月まで

7 第三項に規定する者は、政令で定めるところにより、その所持する揮発油の貯蔵場所、貯蔵場所ごとの数量その他必要な事項を、この法律の施行後一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

8 揮発油税法第十五条の二の規定は、第三項又は第五項の規定による地方道路税を徴収する場合について準用する。

9 第二項又は第三項の規定による
地方道路税に係る過誤納金は、国
税徴収法第三十一条ノ五の規定に
かかわらず、未納の当該地方道路
税以外の国税又は滞納処分費に充
当してはならない。

10 揮発油税法の一部を次のように改正する。

第四条中「一万三千円」を「一万一千円」に改める。

11 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた揮発油税については、第十三項において定めるものを除くほか、なお従前の例による。

12 揮発油税法第七條第一項若しくは第八條第一項又は租税特別措置法昭和二十一年法律第十五号）第二十六條第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場又は保税地域から引き取つた揮発油がその承認の際税務署長又は税関長が指定した期間内にその承認を受けた引取先に移入され、若しくは輸出された、又は航空機の燃料用に供されたことの証明がな

い場合（当該期間がこの法律の施行の日の前日までに終る場合を除く。）、この法律の施行後に揮発油税法第九条第一項ただし書の規定による承認を受けて揮発油が消費され、又は譲渡された場合及びこの法律の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十一号）第十條第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十二号）第七条又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律百十二号）第一条に規定する協定第六条の規定により揮発油税の免除を受けた揮発油についてこの法律の施行後にこれらの法律の規定により揮発油税の追徴が行われる場合における揮発油税の徴収については、第十項の規定による改正後の揮発油税法第四条の規定を適用する。この場合においては、当該揮発油について揮発油税を課する際、当該揮発油を製造場又は保税地域から引き取つたものとみなして、地方道路税を課する。

13 第十項の規定による改正前の揮
 発油税法の規定により課した、又は
 課すべきであつた揮発油税として
 昭和三十年四月一日以後徴収さ
 れた金額（昭和二十九年度分とし
 て徴収された金額及びこの法律の
 施行前に還付され、又は未納の揮
 発油税以外の国税若しくは滞納処
 分費に充当された金額を除く。）の
 ろち、その十三分の二に相当する
 金額はこの法律の規定による地方
 道路税として、十三分の十一に相
 当する金額は揮発油税として、そ
 れぞれ国税収納金整理資金に受け
 入れられたものとみなす。この場
 合において、揮発油税に係る過誤
 納金を還付し、又は充当するときは
 は、その金額の十三分の二に相当
 する金額は地方道路税の過誤納金
 として、十三分の十一に相当する
 金額は揮発油税の過誤納金として
 て、それぞれ還付し、又は充当す
 るものとみなす。

14 この法律の施行前にした行為に
 対する罰則の適用については、な
 お従前の例による。

15 租税特別措置法の一部を次のよ
 うに改正する。

第一条中「揮発油税」の下に、「地
 方道路税」を加える。

第二十六条第一項中「揮発油税」
 の下に「及び地方道路税」を加え、
 同条第二項に次の後段を加える。

この場合において、揮発油税
 を徴収することとなるときは、
 当該揮発油の引取人から地方道
 路税をあわせて徴収する。

災害被害者に対する租税の減
 免、徴収猶予等に関する法律（昭

14 この法律の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、な
お従前の例による。

15 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第一条中「揮発油税」の下に、「地方道路税」を加える。

第二十六條第一項中「揮発油税」の下に「及び地方道路税」を加え、同条第二項に次の後段を加える。

この場合において、揮発油税を徴収することとなるときは、当該揮発油の引取人から地方道路税をあわせて徴収する。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭

和二十二年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「揮発油税」の下に、「地方道路税を、同条第三項中「税目の異なることの金額」の下に「(控除される税目のうちに揮発油税及び地方道路税があるときは、これらの税目について計算した金額の合算額)」を加え、同条第四項に次の後段を加える。

この場合において、その還付が揮発油税及び地方道路税に係るときは、地方道路税法第十二條第一項及び第四項の規定を準用する。

17 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中「揮発油税」の下に「地方道路税」を加える。

18 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「(昭和二十四年法律第四十四号)」の下に「地方道路税法(昭和三十年法律第 号)」を加える。

第十條の見出し中「揮発油税法」の下に「及び地方道路税法」を加え、同条中「揮発油税」の下に「及び地方道路税を加える。

第十一條第一項及び第三項中「揮発油税の下に「及び地方道路税」を加える。

19 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時

和二十二年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「揮発油税」の下に、「地方道路税」を、同条第三項

中「税目の異なることの金額」の下に「控除される税目のうちに揮発

油税及び地方道路税があるときは、これらの税目について計算し

た金額の合算額)を加え、同条第
四項に次の後段を加える。

この場合において、その還付が揮発油税及び地方道路税に係

るときは、地方道路税法第十二条第一項及び第四項の規定を準

17 相続税法（昭和二十五年法律第

七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「揮発油税、」の下に「地方道路税、」を加える。

18 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政

協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次の

よりに改正する。

第一条中「昭和二十四年法律第

四十四号)の下に「、地方道路税法(昭和三十年法律第 号)」を

特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「及び揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を

揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)及び地方道路税法(昭

和三十年法律第 号」に改め
る。

第七条中「及び揮発油税」を「揮
発油税及び地方道路税」に改め

第十二条第三項中「及び揮発油

税法第五条」を、揮発油税法第五
条及び地方道路税法第五条」に改

20 会社更生法（昭和二十七年法律
める。

第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第百十九条中「揮発油税、」の下に「地方道路税、」を加える。

21 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う

る。この場合において、同法第十五条第二項ただし書（変質等の場合の軽減）又は第十六条第二項ただし書（減額等の場合の軽減）の規定により関税を軽減するときは、政令で定めるところにより、これらの規定に準じてその内国消費税を軽減することができる。

（担保の種類）

第八条 第五條第二項、第六條第三項又は前條第二項の規定により提供する担保の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 金銭
- 二 国債及び地方債
- 三 税関長が確實と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）
- 四 税関長が確實と認める保証人の保証

2 前項の担保の提供について必要な事項は、政令で定める。

（担保の処分等）

第九条 第五條第二項、第六條第三項又は第七條第二項の規定により金銭を担保として提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつて内国消費税の納付に充てることができる。

2 第五條第二項、第六條第三項又は第七條第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までに内国消費税を納付しないときは、直ちに、その担保として提供された金銭をもつて内国消費税に充て、若しくは金銭以外の担保物を国税滞納処分の場合の財産の処分の例により処分

してその代金をもつて内国消費税及びその処分費に充て、又は保証人にその旨を通知して内国消費税を納付させる。

3 前項の場合において、担保として提供された金銭又は担保物を処分した代金をもつて徴収すべき内国消費税及び処分費に充て、なお不足があるときは、納税義務者の他の財産について滞納処分を行い、また、保証人がその納付すべき内国消費税を完納しないときは、まず納税義務者に対して滞納処分を行い、なお不足があるときは、保証人に対して滞納処分を行う。

4 前項の保証人は、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第三十二条（財産をかくす等の罪）の規定の適用については、納税者と同なる。

5 国税徴収法第七條ノ四第四項（担保物についての国税の先取権）の規定は、第五條第二項、第六條第三項又は第七條第二項の規定により提供された担保物について準用する。

（違約品の返送の場合の還付）
第十条 輸入した内国消費税課税物品の品質又は数量等が契約の内容と相違することによりこれを返送のため輸出する場合において、当該物品につき関税率法第二十条（違約品の返送の場合のものとして）の規定により関税額に相当する金額を払いもつこととなるときは、政令で定めるところにより、

その内国消費税額に相当する金額を還付することができる。

（罰則）

第十一条 偽りその他不正の行為により前条の規定による内国消費税額に相当する金額の還付を受けた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪に係る還付金相当額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該相当額の十倍以下とすることができる。

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

（犯罪事件の調査及び処分）

第十三条 内国消費税課税物品の輸入に係る内国消費税の犯罪事件の調査及び処分については、税関長又は税関職員を税関局長若しくは税務署長又は収税官吏とみなして、国税犯則取締法の規定（同法第十一条（事物管轄）及び第十二条第一項（土地管轄）の規定を除く。）を適用する。

2 国税犯則取締法第十一条第五項（先着手した収税官吏への引継）の規定は、前項の犯罪事件を国税庁、国税局又は税務署の収税官吏及び税関職員が発見した場合について準用する。この場合において、「所轄税務署ノ収税官吏」とあるのは「所轄税務署ノ収税官吏（税

関職員が最初ニ発見シタルトキハ当該発見地又ハ犯則物件ノ輸入地所轄税関ノ税関職員」と、「所轄税関局ノ収税官吏」とあるのは「所轄税関局ノ収税官吏（税関職員が最初ニ発見シタルトキハ当該発見地又ハ犯則物件ノ輸入地所轄税関ノ税関職員）」と読み替へるものとする。

附則

1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

2 酒税等ノ徴収ニ関スル法律（明治四十四年法律第四十五号）は、廃止する。

3 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた内国消費税については、なお従前の例による。

4 旧酒税等ノ徴収ニ関スル法律第二條の規定の適用を受けた運送及び同條の規定により提供された担保は、第五條第一項の規定の適用を受けた運送及び同條第二項の規定により提供された担保とみなす。

5 第六條第二項の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第七十三條第一項の規定により引き取る内国消費税課税物品（物品税法第一條に規定する物品を除く。）について適用する。

6 物品税法の一部を次のように改正する。

第十條第四項を削る。
第十條ノ二第二項中「又ハ第四項」及び「又ハ輸入ノ許可ヲ受ケタル際」を削り、同條第二項中「又ハ第四項」を削る。

7 前項の規定による改正前の物品税法第十條第四項の規定により提供された担保は、第六條第三項の規定により提供されたものとみなす。

8 酒税法の一部を次のように改正する。

第四十五條中「又はこうじ」を「若しくはこうじ又は輸入したこれらのもので関税法第六十七條の規定による輸入の許可を受けないもの」に改める。

国税徴収法の一部を改正する法律案

国税徴収法の一部を改正する法律

国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四條ノ九中「納税ノ告知」を「課税標準ノ決定ノ通知、納税ノ告知」に改める。

第九條第三項及び第三十一條ノ六第一項中「四銭」を「三銭」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

2 改正後の国税徴収法（以下「新法」という。）第九條第三項の規定は、この法律の施行後に徴収する延滞加算税額について適用する。ただし、当該延滞加算税額の全部又は一部がこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

3 前項本文の規定を適用する場合において、新法第九條第三項に規定する滞納税額がこの法律の施行

の際に十万円未満であるとき（前項ただし書の規定により改正前の国税徴収法第九條第八項又は国税徴収法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第六十三号）附則第三項の規定の適用があるときを除く。）は、当該滞納税額に係る延滞加算税額は、当該延滞加算税額の計算の基礎となる滞納税額及び期間に応じ、新法第九條第八項及び第九項の規定に準じて政令で定める簡易延滞加算税額表に掲げる金額による。

4 この法律の施行前に国税徴収法第九條第一項の規定による督促状の指定期限を経過した国税に係る延滞加算税額については、同法第六條の規定による告知の日において、前二項の規定により徴収すべき金額につき当該告知をしたものとみなす。

5 新法第三十一條ノ六の規定は、この法律の施行後に支払い、又は未納の国税若しくは滞納処分費に充当する還付加算金について適用する。ただし、当該還付加算金の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

6 次に掲げる法律の規定中「四銭」を「三銭」に改める。
一 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第五十四條第一項及び第五十五條第一項
二 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第二十六條の五第五項及び第四十二條第一項
三 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十一條第一項

及び第三項並びに第五十二條第一項第一号及び第二号
四 資産再評價法（昭和二十五年法律第一百十号）第七十七條第一項
五 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第四十條第一項
六 砂糖消費税法（昭和三十年法律第 号）第二十八條第一項
七 揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）第十五條の二第二項

八 物品税法（昭和十五年法律第四十号）第十四條第一項
九 有価証券取引税法（昭和二十八年法律第二百二号）第十四條第一項及び第十五條第一項
十 通行税法（昭和十五年法律第四十三号）第十一條ノ二第一項
十一 入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）第十八條第一項
十二 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第十二條第一項及び第十三條第一項

十三 国税の延滞金等の特例に関する法律（昭和二十五年法律第七十八号）第二條第二項
十四 資産再評價法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第五十九号）附則第四項
十五 富裕税法を廃止する法律（昭和二十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。
附則第二項に次のただし書を加える。

ただし、その利子税額を計算する場合にその計算の基礎となる税額に乘ずる割合は、その基礎となる税額百円につき一日三銭とする。

7 富裕税法を廃止する法律（昭和二十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。
附則第二項に次のただし書を加える。
ただし、その利子税額を計算する場合にその計算の基礎となる税額に乘ずる割合は、その基礎となる

税額百円につき一日三銭とする。

8 第六項の規定による改正後の同項各号に掲げる法律の規定及び前項の規定による改正後の富裕税法を廃止する法律附則第二項の規定は、この法律の施行後に納付し、又は徴収する利子税額又は加算税額について適用する。ただし、当該利子税額又は加算税額の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

9 前項本文の規定を適用する場合において、利子税額があわせて課される所得税、法人税又は相続税の未納に係る税額（延納の許可を受けた相続税の税額のうちこの法律の施行の日以後に納期限が到来するものを含む。）が、この法律の施行の際に十万円未満であるとき（前項ただし書の規定により従前の簡易利子税額表に関する規定の適用があるときを除く。）は、当該税額に係る利子税額は、当該利子税額の計算の基礎となる税額及び期間に応じ、第六項の規定による改正後の同項第一号から第三号までに規定する法律の利子税額に調する規定に準じて政令で定める簡易利子税額表に掲げる金額とする。

10 この法律の施行前に納税の告知又は督促をした利子税額については、その告知又は督促の日において、前二項の規定により徴収すべき金額につき当該告知又は督促をしたものとみなす。

11 第六項第二号又は第十二号の規定による改正後の法人税法第二十六條の五又は関税法第十三條第一項の規定は、この法律の施行後に支払い、又は未納の国税若しくは滞納処分費に充当する還付加算金について適用する。ただし、当該還付加算金の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

12 次に掲げる法律の規定中「八銭」を「六銭」に改める。
一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十一條第三項
二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十二條第三項
三 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十二條第一項
四 失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）第三十六條第一項
五 特別徴復旧臨時措置法（昭和二十五年法律第七十六号）第三十條
六 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第八十九條の二第四項
七 石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第六十二号）第二十二條
八 臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）第七十二條
九 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法（昭和二十八年法律第一号）第十七條

13 前項の規定による改正後の同項各号に掲げる法律の規定は、この法律の施行後に徴収する延滞金に付いて適用する。ただし、当該延滞金の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

14 砂糖消費税法案
砂糖消費税法
砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）の全部を改正する。

十 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第三十五條第一項
十一 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第三十條第三項
十二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第八十七條第一項
十三 前項の規定による改正後の同項各号に掲げる法律の規定は、この法律の施行後に徴収する延滞金に付いて適用する。ただし、当該延滞金の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

第一章 總則
（課税物件）
第一條 砂糖、糖みつ及び糖水（さとうきびその他の植物から採取し、又は製造した糖汁を含む。以下

下同じ。には、この法律により、砂糖消費税を課する。

(砂糖類の区分)

第二条 砂糖、糖みつ及び糖水（以下「砂糖類」といふ。）は、次のように区分する。

一 砂糖

第一種 糖度（摂氏二十度の時において検糖器により測定した場合の直接偏光度をいふ。以下同じ。）八十六度以下の砂糖で、分みつ（操作を加えて糖みつを分離することをいふ。以下同じ。）をしないもの。ただし、真空結晶かんによる結晶工程を経たものを除く。

甲類 さとうきび、さとうもろこし又はとうもろこしの搾汁を煮沸濃縮し、たるに入れて冷却し、そのまま製造場から移出する砂糖（その移出前に税務署の当該職員により当該砂糖であることの確認を受けたものに限る。）

乙類 甲類の砂糖以外の第一種の砂糖

第二種 第一種及び第三種の砂糖以外の砂糖

第三種 氷砂糖、分みつをした砂糖を原料とする角砂糖、分みつをした棒砂糖その他これらに類する砂糖

二 糖みつ

第一種 氷砂糖を製造する際に生じた糖みつ（以下「氷糖みつ」といふ。）及び糖度四十度をこえるその他の糖みつ

第二種 第一種の糖みつ以外の糖みつ

三 糖水

第一種 糖度十五度以下の糖水
第二種 第一種の糖水以外の糖水

2 この法律の施行地外で製造された砂糖で、性状によつて第一種の砂糖であるか第二種の砂糖であるかを識別することができないものについては、糖度八十六度以下であつて還元糖の含有量が全重量の百分の七をこえるものを第一種の砂糖とする。

3 この法律の施行地外で製造された砂糖類のうち、その性状によつて第一種の糖みつであるか糖水であるかを識別することができないものは、糖水とする。

(納税義務者)

第三条 砂糖類の製造者は、その製造場から移出する砂糖類の重量に応じ、砂糖消費税を納める義務がある。

2 砂糖類を保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九條（保税地域の種類）に規定する保税地域をいふ。以下同じ。）から引き取る者は、その引き取る砂糖類の重量に応じ、砂糖消費税を納める義務がある。

(保税地域に該当する製造場)

第四条 砂糖類の製造場が保税地域に該当する場合には、この法律（第十五條第一項第一号、第二十九條及び第三十條を除く。）の適用上、これを砂糖類の製造場でないものとみなす。

(移出又は引取とみなす場合)

第五条 砂糖類が砂糖類の製造場において消費される場合（砂糖類の原料として消費される場合を除く。以下この条において同じ。）には、第三項の規定に該当する場合を除き、当該製造者がその消費の時に当該砂糖類をその製造場から移出するものとみなす。ただし、砂糖類の消費につき、当該製造者の責に帰することができない場合には、その消費者が消費の時に当該砂糖類をその製造場から引き取るものとみなす。

2 砂糖類が保税地域において消費される場合には、その消費者が消費の時に当該砂糖類をその保税地域から引き取るものとみなす。

3 関税法第六十一條第一項（保税工場外における保税作業）の許可を受けて同項の規定により指定された場所に移入された砂糖類が、同項の規定により指定された期間内に、その場所において消費される場合には、当該消費を保税地域における消費とみなして、前項の規定を適用する。

(製造等とみなす場合)

第六条 販売のために砂糖又は糖みつに加工して種別又は類別の異なる砂糖又は糖みつとする場合には、当該加工を製造とみなして、この法律を適用する。

2 砂糖類の製造者がその製造を廃止した場合において、砂糖類がその製造場に現存するときは、当該砂糖類については、なおその場所を砂糖類の製造場とみなして、この法律を適用する。

(移出及び引取の制限)

第七条 第十條第三項、第十五條第一項、第十六條第一項又は第十八條第一項の承認があつた場合及び第十四條、第十九條、第二十條第一項又は第二十一條第四項の規定に該当する場合を除き、砂糖消費税が納付される前においては、砂糖類を製造場から移出し、若しくは引き取り、又は保税地域から引き取つてはならない。

(適用除外)

第八条 砂糖類の製造者（法人を除く。）のうち、自己又は同居の親族の用に供する砂糖類のみを製造するものには、当該砂糖類については、この法律（第三十條を除く。）を適用しない。

2 次に掲げる糖みつ又は糖水については、この法律（糖水については、第二十二條並びに第二十九條及び同条に係る罰則を除く。）を適用しない。

一 税務署長又は税関長の承認を受けた方法により飲食することのできない処置を施した糖みつ

二 糖水のうち、その原料である砂糖類がすべて課税済の砂糖類（製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた砂糖類のうち、第十五條第一項の規定により当該移出若しくは引取に係る砂糖消費税を免除された砂糖類及び当該砂糖類のみを原料として製造した砂糖類で現に同項の承認に係る移出先又は引取先にあるもの並びに第十九條の規定により当該移出に係る砂糖消費税を免除されたもの以外のもの）をいふ。以下同じ。）であるものをいふ。ただし、本文に規定する糖水以外の砂糖類を製造する者が製造するものを除く。

第二章 税率

第九条 砂糖消費税の税率は、砂糖類の区分に応じ、百斤につき、次に掲げる金額とする。

一 砂糖

甲類 四百円
乙類 千七百五十円

第二種 二千八百円
第三種 三千五百五十円

二 糖みつ

第一種 千五百五十円
第二種 四百二十円

三 糖水

第一種 四百円
第二種 二千五百五十円

2 糖度六十五度をこえる氷糖みつは、前項の規定の適用については、第二種の糖水とみなす。

第三章 徴収

第十条 砂糖類の製造者は、その製造場から砂糖類を移出しようとする場合（当該移出に係る砂糖消費税を免除されるべき場合を除く。）には、あらかじめ、移出の日時、移出する砂糖類の種類（第一種の砂糖については、種別及び類別。以下同じ。）及び種別ごとの重量その他政令で定める事項を記載した申告書をその製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 砂糖類の製造者は、その製造場から砂糖類を移出しようとする場合（当該移出に係る砂糖消費税を免除されるべき場合を除く。）には、あらかじめ、移出の日時、移出する砂糖類の種類（第一種の砂糖については、種別及び類別。以下同じ。）及び種別ごとの重量その他政令で定める事項を記載した申告書をその製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 砂糖類を保税地域から引き取り、当該引取に係る砂糖消費税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取の日時、引き取る砂糖類の種類及び種別ごとの重量その他政令で定める事項を記載した申告書をその保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

3 第一種甲類の砂糖を製造する者（その他の砂糖を製造しない者に限り、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたものについては、第一項の規定は、適用しない。）の場合においては、毎月その製造場から移出した砂糖類（当該移出に係る砂糖消費税を免除されたものを除く。）の種類及び種別ごとの重量その他政令で定める事項を記載した申告書を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 前項の承認は、製造場ごとに行うものとし、取締上必要があると認められる場合には、有効期間を附して行うことができる。

（移出重量等の決定通知）

第十一条 前条第一項、第二項又は第三項後段の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された砂糖類の種類又は種別ごとの重量が税務署長又は税関長において調査したところと異なるときは、税務署長又は税関長は、その調査によつて当該砂糖類の種類又は種別ごとの重量を決定し、これを通知する。

（移出重量の算定の特例）

第十二条 砂糖が、実重量のいかんにかかわらず、その包装に表示された重量によつて取引されるものである場合において、その包装の種類、包装に表示された重量及び包装時における収容重量が政令で定めるところに該当するとき、その表示重量を、製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時における当該砂糖の重量とみなす。

（納期）

第十三条 製造場から移出する砂糖類に係る砂糖消費税は、税務署長が、その移出の際徴収する。ただし、第十条第三項の承認を受けた者については、その移出した月の翌月末日を納期限として徴収する。

定し、当該申告書を提出した者に、これを通知する。

（徴収猶予）

第十四条 税務署長又は税関長は、政令で定めるところにより砂糖消費税の税額に相当する担保が提供された場合には、三月（前条第一項ただし書の場合には、一月）以内、その徴収を猶予することができる。

第四章 免税、税額控除、還付等

第十五条 次に掲げる場合において、当該砂糖類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取り、

とする者が、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係る砂糖消費税を免除する。ただし、第六項又は第三十六条第二項本文の規定の適用がある場合については、この限りでない。

一 砂糖類の製造者が砂糖類を砂糖類の製造場又は蔵置場へ移出する場合

二 砂糖類の製造者がその製造する砂糖類の原料とする砂糖類を保税地域から自己の砂糖類の製造場又は蔵置場に引き取る場合

三 砂糖類の製造者が第十八条第一項各号に掲げる物品の原料となる砂糖類を当該物品の製造場へ移出する場合

四 第十八条第一項各号に掲げる物品の製造者が当該物品の原料とするため砂糖類を保税地域から自己の当該物品の製造場に引き取る場合

五 その他政令で定める場合

2 税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該砂糖類がその移出先又は引取先に移入されたことについての当該移出先又は引取先の所轄税務署長（当該移出先が保税地域に該当する場合には、所轄税関長）の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

8 第一項の承認を申請した者が第二十四条第一項第一号の規定により命ぜられた担保の提供をしない

場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認の申請に係る砂糖類の移出先又は引取先が課税済の砂糖類を原料とする物品（砂糖類を含む）の製造場又は課税済の砂糖類の蔵置場であること等の理由により、取締上特に不適当と認められる場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えないことができる。

5 第一項の規定により砂糖消費税を免除された砂糖類については、当該承認に係る移出先が保税地域に該当する場合を除くほか、同項の承認に係る移出先又は引取先にその砂糖類を移入した者が砂糖類の製造者でないときは、これを砂糖類の製造者とみなし、当該移出先又は引取先が砂糖類の製造場でないときは、これを砂糖類の製造場とみなして、この法律を適用する。

6 第一項の承認を受けて移出し、又は引き取つた砂糖類について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその砂糖消費税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した砂糖類につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、その砂糖消費税を免除する。

（輸出免税）

第十六条 砂糖類を輸出する目的で製造場から移出し、又は保税地域

から引き取り、当該引取において、当該製造者又は当該砂糖類を保税地域から引き取り、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係る砂糖消費税を免除する。ただし、第四項又は第三十六条第二項本文の規定の適用がある場合については、この限りでない。

2 税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、政令で定めるところにより、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該砂糖類が輸出されたことを証する書類の提出を命じなければならない。

3 第一項の承認を申請した者が第二十四条第一項第二号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認を受けて移出した砂糖類について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、又は次項ただし書の規定による承認があつたときは、直ちにその砂糖消費税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した砂糖類につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、その砂糖消費税を免除する。

5 第一項の承認を受けて砂糖類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者は、当該砂糖類をこの法律の施行地において消費し、又は輸出以外の目的で譲り渡してはならない。ただし、その者が政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(免税砂糖類の表示)

第十七条 税務署長又は税関長は、第十五条第一項又は前条第一項の承認を手与える場合において、取締上必要があると認めるときは、その承認の申請者に対し、当該承認に係る砂糖類である旨をその砂糖類の包装に表示することを命ずることが出来る。

(特定用途免税)

第十八条 次に掲げる物品の原料として砂糖類を消費することについて、第五条の規定の適用がある場合(第二十条第一項又は第二十一条第四項の規定に該当する場合を除く。)において、当該物品の製造者が、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長(第五条第二項の規定の適用がある場合には、所轄税関長)の承認を受けて、当該砂糖類を当該消費に充てるときは、その消費に係る砂糖消費税を免除する。ただし、第五項又は第三十六条第二項本文の規定の適用がある場合については、この限りでない。

二 育児食(乳児の食用に供される物品で政令で定めるものをいう。)

三 輸出入の菓子及び果物のかんづめその他政令で定める輸出品品

四 その他政令で定める物品

2 前項第三号に掲げる物品の製造のためにする砂糖類の消費について同項の承認を申請した者が第二十四条第一項第三号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を手与えてはならない。

3 税務署長又は税関長は、第一項の承認を手与える場合において、取締上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その承認に係る砂糖類及びこれを原料として製造した同項各号に掲げる物品をそれぞれその他の砂糖類及び物品と区別して蔵置し、並びに同項各号に掲げる物品の製造に關する事項を記載した書類を提出すべきことを命ずることが出来る。

4 税務署長又は税関長は、第一項第三号に掲げる物品の製造のためにする砂糖類の消費について同項の承認を手与える場合には、政令で定めるところにより、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該承認に係る物品が輸出されたことを証する書類の提出を命じなければならない。

5 第一項の承認を受けて製造した同項第三号に掲げる物品について、前項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないと

き、又は次項ただし書の規定による承認があつたときは、直ちに、当該物品の原料に供した砂糖類に係る砂糖消費税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した当該物品につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、その砂糖消費税を免除する。

6 第一項の承認を受けて同項第三号に掲げる物品を製造した者は、当該物品をこの法律の施行地において消費し、又は輸出以外の目的で譲り渡してはならない。ただし、その者が政令で定める手続により同項の承認を行つた税務署長又は税関長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(自家用免税)

第十九条 第一項甲類の砂糖の製造者(法人を除く。)が自己又は同居の親族の用に供するためその製造場から移出する第一項甲類の砂糖(政令で定めるところにより算出した重量の限度内のものに限る。)については、政令で定めるところにより、当該移出に係る砂糖消費税を免除する。

(課税済の砂糖類により製造した砂糖類の免税又は差額課税)

第二十条 砂糖類の製造者が、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて、課税済の砂糖類(当該製造場にもどし入れた砂糖類で次条第五項の確認を受けたものを除く。以下第二項において同じ。)のみを

原料として第一種若しくは第二種の砂糖、糖みつ又は糖水を製造した場合において、当該砂糖、糖みつ又は糖水をその製造場から移出するときは、当該移出に係る砂糖消費税を免除する。

2 砂糖類の製造者が、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて、課税済の砂糖類のみを原料として第三種の砂糖を製造した場合において、当該砂糖をその製造場から移出するときは、当該移出に係る砂糖消費税の税率は、第九条の規定にかかわらず、水砂糖について、百斤につき二百五十円、その他の第三種の砂糖については、百斤につき七百五十円とする。

3 税務署長は、前二項の承認の申請があつた場合において、当該砂糖類の製造場が課税済の砂糖類以外の砂糖類を原料とする砂糖類の製造場であること等の理由により、取締上特に不適当と認められるときは、その承認を与えないことが出来る。

4 砂糖類の製造者は、第一項の承認を受けて製造した砂糖類をその製造場から移出した場合には、同一月中に移出した当該砂糖類の種類及び種別ごとの重量その他政令で定める事項を記載した申告書を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 第十八条第三項の規定は、第一項又は第二項の承認を手与える場合について準用する。

(もどし入れの場合の砂糖消費税の控除等)

第二十一条 砂糖類の製造者がその製造場から移出した砂糖類(前条第一項又は第二項の規定の適用を受けて移出した砂糖類を除く。)を当該製造場にもどし入れた場合において、次の各号の一に該当する場合を除き、その者が当該もどし入れの時以降に徴収されるべき砂糖消費税額から当該砂糖類につき当該移出により徴収された、又は徴収されるべき砂糖消費税額(利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該砂糖消費税額につきこの項又は次項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

一 当該砂糖類を原料として砂糖を製造することにつき前条第一項又は第二項の承認を受けた場合

二 当該砂糖類のもどし入れのためにする他の製造場からの移出につき第十五条第一項本文の適用があつた場合

三 当該砂糖類が当該製造場からの移出につき適用された税率と異なる税率が適用される砂糖類となつて他の砂糖類の製造場から移出されて当該製造場にもどし入れられた場合

2 他の砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた砂糖類(前条第一項又は第二項の規定の適用を受けて移出された砂糖類を除く。)を砂糖類の製造場に移入した場合(前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。)

において、当該砂糖類をその移入した製造場からさらに移出するときは、当該移出に係る砂糖消費税額から、当該砂糖類につき当該他の製造場からの移出又は保稅地域からの引取により徴収された、又は徴収されるべき砂糖消費税額（利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該砂糖消費税額につき前項又はこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。以下この項において「課税済額」という。）に相当する金額を控除する。この場合において、その移入した製造場からの移出に係る砂糖消費税を第十五条第一項若しくは第十六条第一項の規定により免除されるるとき、又は砂糖類が当該他の製造場からの移出若しくは保稅地域からの引取につき適用された税率よりも低い税率が適用される砂糖類となつて移出されたため、なお控除すべき不足額があるときは、当該砂糖類の製造者が当該移出の時以降に徴収されるべき他の砂糖消費税額から、それぞれその課税済額に相当する金額又はその不足額を控除する。

4 前条第一項又は第二項の規定の適用を受けて移出された砂糖類を製造場にもどし入れ、又は移入した場合において、当該砂糖類をその製造場からさらに移出するときは、当該移出に係る砂糖消費税を免除する。

5 砂糖類の製造者が第一項若しくは第二項の規定による控除又は前項の規定による免除を受けようとする場合には、当該もどし入れ又は移入に係る砂糖類の種別及び種別ごとの重量を記載した書類並びに当該砂糖類につき徴収された、若しくは徴収されるべき砂糖消費税額又は当該砂糖類につき前条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けたことにつき事実を証する書類を提出して、当該もどし入れ又は移入に係る製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けなければならない。

6 第三項の規定による還付を受けようとする者は、前項の書類に準ずる書類を添えて、当該砂糖類の製造場の所在地の所轄税務署長に還付の申請をしなければならない。（還付金）

第二十二條 第十八條第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる物品の製造者が、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長（当該製造場が保稅地域に該当する場合には、所轄税関長。以下第五項において同じ。）の承認を受けて、課税済の砂糖類（第十五条第五項の規定により砂糖類の製造場とみなされる当該物品の製造場にもどし入れた砂糖類

で、前条第五項の確認を受けたものを除く。）を原料に用いて当該物品を製造した場合には、政令で定めるところにより、その原料に供した砂糖類につき第九条に規定する税率により算出した砂糖消費税額を当該製造者が納付したものとみなして、当該税額に相当する金額をその者に還付する。

2 課税済の砂糖類をその原料に供して製造した第十八條第一項第三号に掲げる物品を輸出した者に対しては、政令で定めるところにより、当該物品に含まれているしよ糖の重量に應じ、百斤につき二千八百四の割合で計算した金額に相当する砂糖消費税をその者が納付したものとみなして、当該金額を還付する。

3 税務署長又は税関長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該物品の製造場が課税済の砂糖類以外の砂糖類を原料に供する当該物品の製造場であること等の理由により、取締上特に不適当と認められるときは、その承認を与えないことができる。

4 税務署長又は税関長は、第一項の承認を与える場合において、取締上必要があると認めるときは、原料に供する砂糖類及びこれを原料に供して製造した第十八條第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる物品をそれぞれ他の砂糖類及び物品と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

5 第一項の規定による還付を受けようとする者は、同項の承認に係る物品の製造を完了したときは、

遅滞なく、その旨をその製造場の所在地の所轄税務署長に申告し、当該物品が製造されたこと並びに当該物品の原料に供した砂糖類の種別及び種別ごとの重量の確認を受けなければならない。

6 第二項の規定による還付を受けようとする者は、第十八條第一項第三号に掲げる物品を輸出する際、当該物品に含まれているしよ糖の重量の検定を受けなければならない。

（砂糖の引取とみなす場合）

第二十三條 輸出した第十八條第一項第三号に掲げる物品で、その製造者が同項の規定により当該物品の原料として消費した砂糖類に係る砂糖消費税を免除されたもの又はその輸出者が前条第二項の規定による還付を受けたものが、本邦に引き取られる場合において、当該物品について関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十四條第十号（無条件免税）本文の規定の適用があるときは、当該物品に含まれているしよ糖の重量に相当する重量の第二種の砂糖を引き取るものとみなして、この法律を適用する。

第五章 納税の担保

（担保の提供）

第二十四條 税務署長又は税関長は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該各号に規定する者に対し、当該砂糖類に係る砂糖消費税額に相当する担保の提供を命ずることができる。

一 砂糖類の製造者又は砂糖類を保稅地域から引き取る者が第十五条第一項の承認を受けて砂糖類を製造場から移出し、又は保稅地域から引き取る場合

二 砂糖類の製造者又は砂糖類を保稅地域から引き取る者が第十六条第一項の承認を受けて輸出する目的で砂糖類を製造場から移出し、又は保稅地域から引き取る場合

三 第十八條第一項第三号に掲げる物品の製造者が同項の承認を受けて当該物品の原料として砂糖類を消費する場合

2 前項に規定する場合のほか、国税庁長官、国税局長又は税務署長は、砂糖消費税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、砂糖類の製造者に対し、金額及び期間を指定して、砂糖消費税につき担保の提供を命ずることができる。

3 第一項の規定による担保の提供の期間は、第十五条第二項、第十六条第二項又は第十八條第四項に規定する証明書が所轄税務署長若しくは所轄税関長に到達するまでの間又は第十五条第六項、第十六条第四項、第十八條第五項若しくは第三十六條第二項の規定により砂糖消費税を徴収され、若しくは免除されるまでの間とする。

4 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があると認めるときは、第二項の金額又は期間を変更することができる。

5 第一項又は第二項の規定による担保の提供の手続について必要な事項は、政令で定める。

(担保の種類)

第二十五条 第十四条又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供する担保の種類は、次に掲げるものとする。

一 金銭

二 国債及び地方債

三 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長が確実と認める

社債(特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む。)

四 土地

五 火災保険に附した建物

六 工場財団

七 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長が確実と認める

保証人の保証

八 その他政令で定めるもの

(担保の変換)

第二十六条 第十四条又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した者は、当該担保の提供先である国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長の承認を受けた場合に限り、担保を換えることができる。

(担保の処分等)

第二十七条 第十四条又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定により金銭を担保として提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつて砂糖消費税の納付に充てることができる。

2 第十四条又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までに砂糖消費税を

納付しないときは、直ちに、その担保として提供された金銭をもつて砂糖消費税に充て、若しくは金銭以外の担保物を国税滞納処分の場合の財産の処分の例により処分してその代金をもつて砂糖消費税及びその処分費に充て、又は保証人にその旨を通知して砂糖消費税を納付させる。

3 前項の場合において、担保として提供された金銭又は担保物を処分した代金をもつて徴収すべき砂糖消費税及びその処分費に充て、なお不足があるときは、納税義務者の他の財産について滞納処分を行い、また、保証人がその納付すべき砂糖消費税を完納しないときは、まず納税義務者に対して滞納処分を行い、なお不足があるときは、保証人に対して滞納処分を行う。

4 前項の保証人は、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第三十二条(財産をかくす等の罪)の規定の適用については、納税者とみなす。

5 国税徴収法第七条ノ四第四項(担保物についての国税の先取権)の規定は、第十四条又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定により提供された担保物について準用する。

第六章 雑則

(利子税額)

第二十八条 砂糖消費税を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六条(納税の告知)の規定による指定納期日(第十四条の規

定により徴収を猶予された場合には、その猶予された納期日)までに砂糖消費税額を完納しないときは、その未納に係る砂糖消費税額に対し、当該納期日(納税義務者が第三十五条第一項第一号又は第二号の規定に該当する場合)には、同条第三項の規定により砂糖消費税を徴収する場合を除き、砂糖消費税を製造場から移出し、若しくは引き取り、又は保税地域から引き取つた日とし、同項の規定により砂糖消費税を徴収する場合において、当該納期日が第十三条第一項ただし書に規定する納期限よりおそいときは、当該納期限とする。)

の翌日から当該砂糖消費税額を納付する日までの日数に應じ、百円につき一日四銭の割合で計算した金額に相当する利子税額を、砂糖消費税額にあわせて徴収する。

2 前項の場合において、納税義務者がその未納に係る砂糖消費税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となる砂糖消費税額は、同項の未納に係る砂糖消費税額からその一部納付に係る砂糖消費税額を控除した額による。

3 利子税額の計算の基礎となる砂糖消費税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該砂糖消費税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4 利子税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。

5 第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付した砂糖消費税額が同項の未納に係る砂糖消費税額に達するまでは、その納付した税額は、当該砂糖消費税額に充てられたものとする。ただし、国税徴収法第二十八条(公売代金等の充当又は配分)の規定の適用を妨げない。

(兼業の制限)

第二十九条 砂糖類の製造者(第八条第二項第二号に掲げる糖水のみを製造する者を除く)が砂糖類の販売業(その製造場で製造された砂糖類の販売業を除く)又は砂糖類を原料に供する物品(砂糖類を除く)の製造を行う場合には、砂糖類の製造場(第十五条第五項の規定により砂糖類の製造場とみなされる場所を除く)以外の場所においてしなければならない。

(製造の開廃等の申告)

第三十条 砂糖類を製造しようとする者は、その製造場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該製造場の所在地の所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下第二項において同じ)に申告しなければならない。砂糖類の製造者がその製造を廃止し、又は休止した場合も、また同様とする。

2 砂糖類の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、所轄税務署長に申告しなければならない。

(記帳義務)

第三十一条 砂糖類の製造者若しくは販売業者又は第十八条第一項の承認を受けて同項各号に掲げる物品を製造する者は、政令で定めるところにより、砂糖類又は当該物品の製造、貯蔵又は販売に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務等の承継)

第三十二条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続の開始があつた場合においては、相続人(包括受遺者を含む)は、被相続人(包括遺贈者を含む)の次に掲げる義務を、それぞれ、承継する。

一 第十条第三項、第二十条第四項又は第三十条の規定による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務(移出重量の確認等)

第三十三条 税務署又は税関の当該職員は、製造場から移出し、又は保税地域から引き取る砂糖類を实地に検査し、その種別及び種別ごとの重量を確認する。ただし、取締上支障がないと認めるときは、实地検査を省略することができる。

2 税務署又は税関の当該職員は、前項の实地検査をした場合には、当該砂糖類の包装に、その旨を表示することができる。

(当該職員の権限)

第三十四条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員(以下「当該

職員といふ。は、砂糖消費税に
関する調査について必要な範囲内
で、次に掲げる行為をすることが
できる。

一 砂糖類の製造者若しくは販売
業者又は第十八条第一項の承認
を受けて同項各号に掲げる物品
を製造する者に対して質問し、
又はこれらの者の業務に関する
砂糖類若しくは当該物品、帳簿
書類その他の物件を検査するこ
と。

二 砂糖類を保税地域から引き取
る者に対して質問し、その引き
取る砂糖類（第二十三条の規定
の適用がある場合における同項
に規定する物品を含む。）を検査
すること。

三 第一号に規定する者の業務に
関する砂糖類若しくは第十八条
第一項各号に掲げる物品又は前
号に規定する砂糖類について必
要最少数の分量の見本を採取
すること。

四 運搬中の砂糖類を検査し、又
はこれを運搬する者に対してそ
の出所若しくは到達先を質問す
ること。

2 当該職員は、砂糖消費税に関す
る調査について必要がある場合に
は、砂糖類の製造者若しくは販売
業者又は第十八条第一項各号に掲
げる物品の製造者の組織する団体
（当該団体をもつて組織する団体
を含む。）に対して、その団体の員
の砂糖類又は当該物品の製造若し
は取引に関する参考となるべき事項
を諮問することができる。

3 第一項第三号の規定により採取
する見本に關しては、第三条、第
七条及び第十三条の規定は、適用
しない。

4 当該職員は、第一項又は第二項
の規定により職務を執行する場合
においては、その身分を示す証票
を携帯し、関係人の請求があつた
ときは、これを呈示しなければな
らない。

5 第一項に規定する当該職員の権
限は、犯罪捜査のために認められ
たものと解してはならない。

第七章 罰則

第三十五条 次の各号の一に該当す
る者は、五年以下の懲役若しくは
五十万円以下の罰金に処し、又は
これを併科する。

一 偽りその他不正の行為により
砂糖消費税を免かれ、又は免か
れようとした者

二 第七条の規定に違反して砂糖
類を製造場から移出し、若しく
は引き取り、又は保税地域から
引き取つた者

三 偽りその他不正の行為により
第二十一条第三項又は第二十二
条第一項若しくは第二項の規定
による還付を受け、又は受けよ
うとした者

2 前項の犯罪に係る砂糖類に対す
る砂糖消費税又は還付金の額の十
倍が五十万円をこえる場合には、
情状により、同項の罰金は、五十
万円をこえる当該相当額の十倍以下
とすることができる。

3 第十条第三項の承認を受けた者
が第一項第一号の規定に該当する
場合において、当該砂糖消費税に

係る砂糖類が既に製造場から移出
されているときは、第十三条第一
項ただし書の規定にかかわらず、
直ちにその砂糖消費税を徴収す
る。

4 第一項第二号の場合において、
製造場から引き取られた砂糖類に
つきその製造者に納税義務がない
ときは、犯人から、直ちにその砂
糖消費税を徴収する。

第三十六条 次の各号の一に該当す
る者は、十万円以下の罰金又は科
料に処する。

一 第十条第一項、第二項又は第
三項後段の規定による申告を怠
り、又は偽つた者

二 第十五条第一項の承認を受け
て砂糖類を製造場から移出し、
又は保税地域から引き取つた者
で、当該砂糖類をその承認に係
る移出又は引取先に移入しな
かつたもの

三 第十六条第一項の承認を受け
て砂糖類を製造場から移出した
者で、同条第五項の規定に違反
して当該砂糖類を消費し、又は
譲り渡したものの

四 第十八条第一項の承認を受け
た者で、砂糖類を当該承認に係
る用途以外の用途に供したもの

五 第十八条第一項の承認を受け
て同項第三号に掲げる物品を製
造した者で、同条第六項の規定
に違反して当該物品を消費し、
又は譲り渡したものの

2 前項第二号から第三号まで又は
第五号の場合においては、第十五
条第六項本文、第十六条第四項本
文又は第十八条第五項本文の規定

にかかわらず、直ちにその砂糖消
費税を徴収する。ただし、既にこ
れらの規定が適用された場合は、
この限りでない。

第三十七条 次の各号の一に該当す
る者は、五万円以下の罰金又は科
料に処する。

一 第十七条の規定により命ぜら
れた表示をしなかつた者

二 第十八条第三項（第二十条第
五項において準用する場合を含む。）
の規定により命ぜられた書
類の提出を怠り、又は偽りの書
類を提出した者

三 第二十条第四項の規定による
申告書の提出を怠り、又は偽り
の申告書を提出した者

四 第二十九条の規定に違反して
砂糖類の販売業又は砂糖類を原
料とする物品の製造を行つた者

五 第三十条の規定による申告を
怠り、又は偽つた者

六 第三十一条の規定による帳簿
の記載を怠り、若しくは偽り、
又はその帳簿を隠匿した者

七 第三十四条第一項第一号若し
しくは第二号の規定による当該職
員の質問に対して答弁せず、若
しくは偽りの陳述をし、又は同
項第一号から第三号までの規定
による当該職員の職務の執行を
拒み、妨げ、若しくは忌避した
者

第三十八条 第三十五条第一項の罪
を犯した者には、刑法（明治四十
年法律第四十五号）第四十八条第
二項、第六十三条及び第六十六条
の規定は、適用しない。ただし、
懲役の刑に処する場合又は懲役及

び罰金を併科する場合における懲
役刑については、この限りでな
い。

第三十九条 法人の代表者又は法人
若しくは人の代理人、使用人その
他の従業者が、その法人又は人の
業務又は財産に關して第三十五条
から第三十七条までの違反行為を
したときは、その行為者を罰する
ほか、その法人又は人に対して当
該各条の罰金を科する。

附則

1 この法律は、昭和三十年七月一
日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又
は課すべきであつた砂糖消費税に
ついては、なお従前の例による。

3 改正前の砂糖消費税法（以下「旧
法」といふ。）第五条第一項の承認
を受けて製造場又は保税地域から
引き取られた砂糖類の当該取引に
係る砂糖消費税の徴収若しくは免
除又は当該砂糖類をこの法律の施
行地において消費し、若しくはこ
の法律の施行地において消費する
目的で譲り渡すことについての承
認については、なお従前の例によ
る。

4 旧法第七条第一項の承認を受け
て製造場又は保税地域から引き取
られた砂糖類の当該取引に係る砂
糖消費税の徴収又は免除について
は、なお従前の例による。

5 旧法第八条の規定による申告を
してこの法律の施行の際に砂糖
類を製造している者は、改正後の
砂糖消費税法（以下「新法」とい
ふ。）第三十条第一項前段の規定に
よる申告をしたものとみなす。

6 旧法第十一条第一項の承認を受けて製造場又は保税地域から引き取られた砂糖類の当該引取に係る砂糖消費税の徴収又は免除については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前に製造場にもどし入れた砂糖類が、この法律の施行の際その製造場に現存する場合においては、新法第二十一条第一項中「もどし入れの時以降」とあるのは「この法律の施行の日以降」と読み替えて、同項の規定を適用する。

8 旧法第十二条第二項の承認を受けて製造した砂糖類で、この法律の施行の際その製造場に現存するものは、新法第二十条第一項の承認を受けて製造したものとなし、旧法第十二条第二項の規定の適用を受けて製造場から引き取つた砂糖類は、新法第二十条第一項の規定の適用を受けて製造場から移出したものとなす。

9 この法律の施行前に課税済の砂糖類である第二種の砂糖を原料として製造した第三種の砂糖（以下「課税済原料による第三種の砂糖」という。）で、この法律の施行の際その製造場に現存するものは、新法第二十条第二項の承認を受けて製造したものとなし、この法律の施行前に製造場又は保税地域から引き取つた課税済原料による第三種の砂糖は、新法第二十条第二項の規定の適用を受けて製造場から移出したものとなす。

10 この法律の施行前に課税済の砂糖類を原料に供して製造した旧法第十一条第一項第三号に掲げる物

品の製造者又は輸出者に対する砂糖消費税に相当する金額の還付については、なお従前の例による。

11 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

12 当分の間、第一甲類の砂糖の製造及び移出に用いる容器として、たるに代えて箱、かんその他の容器を使用することが出来る。

13 関税定率法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第四十二号。以下「関税定率法改正法」という。）附則第四項の規定により関税の免除を受けて輸入される第一種の砂糖で、さとうきび、さとうもろこし又はとうもろこしの搾汁を煮沸濃縮し、たる、箱、かんその他の容器に収容して冷却し、そのまま製造場から移出されたものであると認められるものは、当分の間、第一甲類の砂糖とみなして、この法律を適用する。

14 当分の間、関税定率法改正法附則第四項の規定により関税の免除を受けて輸入される菓子その他の砂糖類以外の飲食物で、しよ糖の含有量が全重量の百分の五十をこえるものを保税地域から引き取る場合には、当該輸入品に含まれていしよ糖の重量に相当する重量の第二種の砂糖を引き取るものとみなして、この法律を適用する。

15 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。
第一条中「砂糖消費税」を削る。
第二十五条の三を削る。

16 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。
第七条第一項中「砂糖消費税法第三号第一号第三種の砂糖の原料たる砂糖及び同法第十二条第二項の規定の適用がある場合の原料たる砂糖、糖みつ又は糖水」を「販売する砂糖、糖みつ又は糖水の原料とするため所持する砂糖、糖みつ又は糖水」に改め、同条第二項中「酒税法第三十号第一項」の下に「砂糖消費税法第二十一条第一項」を加える。

第八条中「酒税」の下に「砂糖消費税」を、「請求の下に「砂糖消費税」については、砂糖消費税法第十号第三項の規定による申告に限る。」を加える。
第九条中「酒税」の下に「砂糖消費税（砂糖消費税法第十三条第一項ただし書の規定により納付すべきものに限る）」を加える。

17 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。
第一条中「砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）」を「砂糖消費税法（昭和三十年法律第号）」に改める。

第十二条第三項中「砂糖消費税法第四号」を「砂糖消費税法第十三条」に改める。
18 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う

所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。
第一条中「砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）」を「砂糖消費税法（昭和三十年法律第号）」に改める。

19 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第号）の一部を次のように改正する。
第一条中「砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）」を「砂糖消費税法（昭和三十年法律第号）」に改める。
第五条第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該物品につき既に砂糖消費税法第五条第三項（引取とみなす場合）の規定の適用があつた場合における砂糖消費税については、この限りでない。

第六条第一項中「砂糖消費税法第六号」を「砂糖消費税法第七号」に改める。
昭和二十八年年度、昭和二十九年年度及び昭和三十年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案
昭和二十八年年度、昭和二十九年年度及び昭和三十年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律

昭和二十八年年度、昭和二十九年年度及び昭和三十年年度における国債整理

基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律（昭和二十八年法律第百号）の一部を次のように改正する。
本則中「昭和三十年四月一日から同年五月三十一日までの間」を「昭和三十年年度」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

五月十四日日本委員会に左の案件を付託された。

一、揮発油税引上げ反対に関する請願（第三〇三三三）（第三〇四四）（第三二八八）（第三三六六）
一、建築板金業の所得税軽減等に關する請願（第三一九九）
一、楽器の物品税の免税範囲拡大に關する請願（第三二二二）
一、楽器の物品税に品別別免税点設定の請願（第三三三三）
一、理容用タオル消毒器等の物品税免除に關する請願（第三三三〇）
第三〇三三三 昭和三十年五月六日受理

揮発油税引上げ反対に関する請願
請願者 愛媛県松山市宮田町字北沼地二七四ノ一日通松山支店內愛媛県トラック協会内 吉田一二 紹介議員 湯山 勇君
政府は昭和三十年年度予算編成に當り、所得税等を三百億円減税し、その穴埋として酒、砂糖の消費とともに揮発油税率三割の大幅な増徴を実施する模様であるが、揮発油は価格の七十パーセントという他に類例をみない重税を課せられている現在、また増税が断行さ

建築板金業の所得税軽減等に関する請願

校その他盲ろう学校等の教員が音楽教授の必要上、個人で所有するため購入

内 森田卯金三外二名
紹介議員 栗山 良夫君

託（証券投資信託法第二条第一項に規定する証券投資信託をい

下に「又は同法第二十三条の規定による申告書で同法第十八条から

第二十一条までに規定する事項を記載したもの」を加える。

第七条の六第一項各号列記以外の部分中「昭和三十一年まで」を「昭和三十一年まで」に改め、「昭和三十一年について」は、一月一日から七月三十一日までの間を削り、「百分の五十」を「百分の八十」に改め、同項第一号中「輸出」の下に「(対価の支払が日本政府においてなされるものを除く。以下本条及び第七条の七において同じ。)」を加え、同条第二項第二号中「及び発電用の水圧鉄管」を「発電用水圧鉄管、油井管及び送油管、鉄道用又は軌道用の軌条、送電用の線より線並ぎに送電用又は通信用のケーブル」に改め、同条第七項中「昭和三十一年七月三十一日」を「昭和三十一年十二月三十一日」に改める。

第七条の七第一項中「昭和三十一年七月三十一日」を「昭和三十一年十二月三十一日」に、「同年七月三十一日」を「同年十二月三十一日」に、「百分の五十」を「百分の八十」に改め、同条第五項中「昭和三十一年七月三十一日」を「昭和三十一年十二月三十一日」に改める。

第八条の五に次の一項を加える。

中小企業等協同組合法の規定による事業協同組合又は協同組合連合会(同法第七十七条第一項第一号に掲げる事業を行う協同組合連合会を除く。)で左の各号のいずれにも該当するものが、第二号に規定する確認を受けた日の属する事業年度から同

号に規定する整備計画が完了することとなつてゐる日の属する事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額については、当該事業年度の所得に対する法人税は、これを課さない。ただし、当該事業年度前の事業年度において当該整備計画の目標を達成している場合又は当該事業年度開始の日における積立金額が同日における出資総額の四分の一に達している場合には、この限りでない。

一 当該事業協同組合又は協同組合連合会の昭和三十一年四月一日における有形固定資産及び無形固定資産並びに貸付金(弁済期が昭和三十一年四月一日以後であるものに限り)の帳簿価額の合計額が昭和三十一年四月一日における出資総額、資本積立金額(法人税法第九条の六第二項第一号に規定する資本積立金額をいう。)、再評価積立金額及び積立金額並びに借入金(弁済期が昭和三十一年四月一日以後であるものに限り)の金額の合計額(昭和三十一年四月一日において繰越欠損金があるときは、その繰越欠損金の額を控除した金額)をこえること。

二 当該事業協同組合又は協同組合連合会が、企業合理化促進法第十二条の規定による勧告に基いて前号の超過額を昭

和三十五年三月三十一日までに解消するための整備計画を樹立し、及び昭和三十一年六月三十日までその整備計画が当該勧告の旨を達成するために必要かつ適当であることについて当該勧告をした者の確認を受けたものであること。

第九条の二第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

地方公共団体、住宅金融公庫、日本住宅公団又は家を建設して譲渡することを業とする命令で定める者が昭和三十一年七月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に新築した住宅の用に供する家屋で命令で定めるものをこれらの者から取得した場合の所有権の取得の登記については、命令の定めるところにより、当該期間内に登記を受けるものに限り、その登記の登録税の額は、登録税法の規定にかかわらず、当該家屋の価格の千分の一とする。

第九条の二に次の一項を加える。

地方公共団体が昭和三十一年七月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に新築した住宅の用に供する家屋で命令で定めるものの所有権の保存の登記については、当該期間内に登記を受けるものに限り、登録税を課さない。第一項後段の規定は、この場合について、これを準用する。

第九条の六を次のように改める。

第九条の六 昭和三十一年七月一日において現に存する法人(当該法人の合併法人で同日後設立したものを含む)が昭和三十一年七月一日から昭和三十三年七月三十一日までの間に資本(出資を含む。以下本条において同じ。)の増加を行つた場合において、当該法人が当該資本の増加を行つた際において営む主たる事業が第五条の十一第一項第一号に規定する事業であるときは、当該資本の増加の登記については、第十条又は登録税法第六条第一項第十号本文の規定に該当する場合を除き、命令の定めるところにより、その登記の登録税の額は、同法の規定にかかわらず、その増加した資本の金額の千分の一・五とする。

第十四条第一項中「又は土地の上に存するその他の物件」を「若しくは土地の上に存するその他の物件又は同法第九条の規定の適用を受けるその他の資産」に改め、「補償金を取得する場合」の下に「(土地等の買取の申出を拒むときは土地収用法等の規定により収用されることとなる場合において当該土地等を買収し取られ対価を取得するときに含む。以下第十五条第一項において同じ。)」を、「当該補償金」の下に「(当該土地等を収用することのできる者により買収取られた場合における当該土地等の対価を含む。以下第十五条第二項第一号中「又は当該土地等の対価の額」を削り、同条第三項中「土地、土地の上に存する

の下に「又は買収取られ」を加え、同条第二項中「土地又は土地の上に存する権利」を「土地若しくは土地の上に存する権利」に、「又は土地改良法」を「若しくは土地改良法」に、「換地処分又は」を「換地処分若しくは」に、「第四条」を「第四条第一号若しくは第二号」に改め、「補償金」の下に「(当該土地等を収用することのできる者により買収取られた場合における当該土地等の対価を含む。以下第十五条第一項において同じ。)」を、「収用を受け」を加え、同条第五項中「保安林整備臨時措置法の規定に基き買入れられ若しくは買収取られ」を「保安林整備臨時措置法第四十一条若しくは第二号に掲げる森林等に該当する土地等が同法の規定に基き買入れられ若しくは同法第六条の規定に基き土地等が買収取られ」に、「補償金の額」を「補償金(当該土地等を収用することのできる者により買収取られた場合における当該土地等の対価を含む。以下第十五条第一項において同じ。)」の額に、「収用を受けた資産」を「収用を受け又は買収取られた資産」に改める。

第十五条第一項中「又は保安林整備臨時措置法の規定に基き買入れられ若しくは買収取られ」を「保安林整備臨時措置法第四十一条若しくは第二号に掲げる森林等に該当する土地等が同法の規定に基き買入れられ若しくは同法第六条の規定に基き土地等が買収取られ」に、「補償金の額」を「補償金(当該土地等を収用することのできる者により買収取られた場合における当該土地等の対価を含む。以下第十五条第一項において同じ。)」の額に、「収用を受けた資産」を「収用を受け又は買収取られた資産」に改める。

十年七月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に貸家の用に供する目的をもつて住宅の用に供する命令で定める家屋を取得して、これを貸家の用に供したときは、その貸家の用に供した日以後五年間、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該家屋について同法の規定により総収入金額から控除されるべき減価償却費の額で当該期間に係るものの百分の二百

足額に相当する金額を控除した金額）の百分の二百（当該家屋についてその取得の時ににおいて同法の規定により定められている耐用年数が五十年以上であるときは、百分の三百）に相当する金額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第五條の六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について、これを準用する。この場合

昭和三十年五月二十一日印刷

昭和三十年五月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局